# 婦人と少年

7号

婦人少年協会

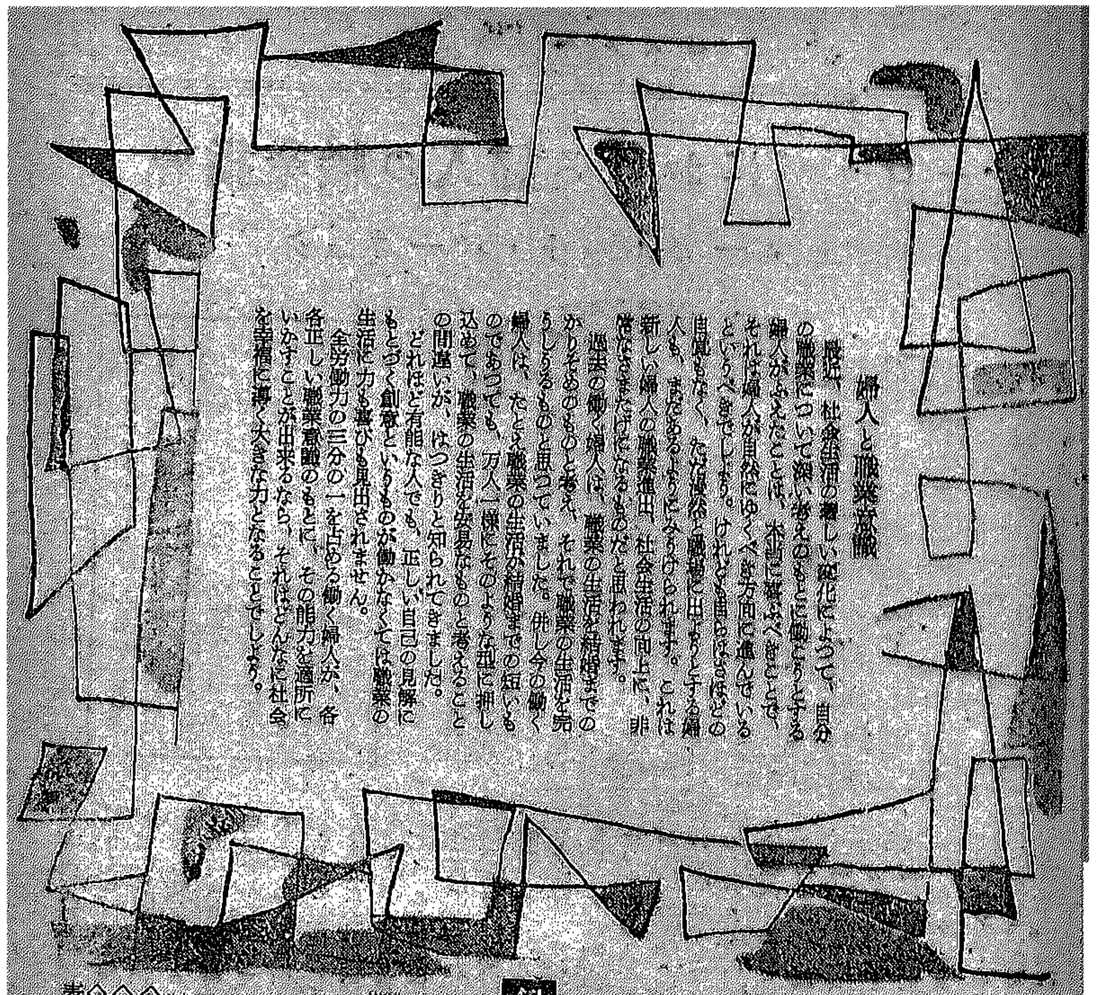

## 婦人と職業意識

最近、社会生活の著しい変化によつて、自分の職業について深い考えのもとに働こうとする婦人がふえたことは、本当に喜ぶべきことで、それは婦人が自然にゆくべき方向に進んでいるというべきでしよう。けれども自らはさほどの自覚もなく、ただ漠然と職場に出ようとする婦人も、まだあるようにみうけられます。これは新しい婦人の職業進出、社会生活の向上に、非常なさまたげになるものだと思われます。

過去の働く婦人は、職業の生活を結婚までのかりそめのものと考え、それで職業の生活を完うしうるものと思つていました。併し今の働く婦人は、たとえ職業の生活が結婚までの短いものであつても、万人一様にそのような型に押し込めて、職業の生活を安易なものと考えることの間違いが、はつきりと知られてきました。

どれほど有能な人でも、正しい自己の見解にもとづく創意というものが働かなくては職業の生活に力も喜びも見出されません。

全労働力の三分の一を占める働く婦人が、各各正しい職業意識のもとに、その能力を適所にいかすことが出来るなら、それはどんなに社会を幸福に導く大きな力となることでしよう。


婦人と年少者八号目次

◇巻頭言 婦人と職業意識……1
ヨーロッパにおける婦人の職業指導……M・バーネック……2
バス乗務員の月経に関する一考察……久保良知……8
英国における年少労働者の保護立法(下)……10
婦人の職業意識を高める運動が行われています
参政権を獲得するまで(婦人の歩み)……7
耳できいたILO……斎藤きえ……16
生活費と知能指数……富田展子……18
働く年少者の声
昼休みのすごし方について……西山一郎……14
職場生活二年間……柴田辰雄……15
資料室
職業安定所をとおしてみた女子中学・高校卒業者の就職状況……23
インドおよびインド婦人について……23
女子保護実施状況……25
年少者の基準法違犯事例……26
外国の売春に関する立法例・売春問題経過……29
女子の就業者数と完全失業者数・平均給与……30
◇職業に進出するお母さんたち……6
◇アメリカの働く婦人たち……10
◇婦人少年ニュース……31
◇婦人少年局おしらせ……32
表紙……展示美術協会
カット……倉石隆・塚谷政義
婦人少年室協助員の新設について……表紙の三



婦人や青少年の適職選定・就職斡旋・産業教育関係者のために
25年間の努力と好評をつづける専門誌

# 職業指導

月刊 1部60円 送料4円 1カ年600円〔送料共〕

本誌は，中学・高校・大学の職業教育・職業指導・職業家庭科関係はもとより，公共職業安定所・補導所・工場・会社・研究団体等の労働・人事関係の方々にとつて，欠くことのできない指導雑誌として，ご愛読をおすすめいたします。

新年号

日本経済の動向と労働市場……増田米治
産業教育の基本課題……高師広吉
28年3月高・中学卒業生の安定所を通した就職状況……松本洋
オーストラリアにおける職業指導……村中兼松
中学校教師のみた職業指導の現状……北脇雅男
地方出身学卒者に対する都市における職業情報……藤科周道他
ウイーバさんとの旧……ミヤザキ・ヒロシ
職業科における技術の教育……甲府市立西中学校
‖職業指導主任の常識‖①職業安定の行政のしくみ……行田忠雄

青少年の指導に最適の良書

## 中学校における家庭科教育

ウイリアムソン博士・ライル博士共著
日本職業指導協会訳編

☆ 原著者はアメリカにおける家庭科教育の最高権威。
☆ 家庭における青少年の教育指導の本質と方法を明確に著述してある。
☆ 各国で数年来好評を続けている名著。

A5判270頁 上製本
定価300円 送料45円

日本職業指導協会考案
山越製作所 製作

## 体力による職業選択

選択盤つき1組 定価
〔協会渡〕2,850円〔地方送〕2,950円

選択盤 (29枚の透明板と1枚の合紙)
説明書 (手引書) B5判 210頁
ケース 選択盤と説明書とを入れる美麗なケース
個人別記録票 (100枚) 体力の測定結果と本人の適職群が記録できる

◇ 職業の選択はまず体力をもとにして
◇ 中学1年生から成人まで適用できる
◇ 斯界の権威吉田章信博士の世界的研究指導による
◇ 本協会独得の職業選択法

財団法人
日本職業指導協会
東京都千代田区大手町1の7
振替 東京 77629
電話丸ノ内(23) 1625・4728

# ヨーロッパにおける婦人の職業指導

マーガレット・バーネック

マーガレット・バーネック女史はILO事務局婦人少年課員で、九月、日本で開かれた第三回ILOアジア地域会議のため来朝されました。本稿はその機会に労働省婦人少年局主催で、東京新丸ビルホールで行われた講演の要旨です。なおバーネック女史はアイルランドの出身で、五、六か国の外語に精通され、職業指導の専門家です。

右バーネック女史

## 1. 婦人雇用の現状

ヨーロッパ各国で行われている婦人の職業指導についてお話する前に、その土台になる婦人の雇用の現状についてお話しておきたいと思います。

戦後の傾向として、婦人は従来の職業の分野からいちじるしく進出しました。この傾向はいたるところで見られましたが、戦後の産業経済の情勢によつて、これは後退を余儀なくされる部分もあります。例えば英国では、繊維産業に以前から婦人の労働力を大量に用いていたことはよく知られていますが、戦時中には機械工業にも相当動員されました。政府は工場の建設にあたつて、婦人の労働力を多く得られる地域を計画的に選びました。ノールウェーやスウェーデンでも婦人の雇用について、いろいろな方策が講じられ、また東ヨーロッパの諸国においても同様でした。

ヨーロッパでは戦前から婦人の雇用は比較的多かつたのですが、今日ではさらに数を増し、労働力の給源として不可缺なものとなり、単に補助的な労働力ではなくなりました。それは国の政策として考えられた場合もあり、また当然の場合もあつたでしようが、いずれにしても婦人の雇用が増大していることは事実です。数だけでなく、職業の種類の多様性――職業分野の拡大という点も、戦後の婦人雇用の傾向として見のがせないことです。そのように婦人の労働力は過去数年の間に大きな変化を見せています。

しかし、婦人の職業上の地位はどうでしようか。婦人が職業の階段の低い場所を占めていることは昔と変りありません。そして、大部分が相変らず未熟練労働者にすぎません。職業上の地位は、婦人の職業として古くからあるものと、新しく進出した分野とではだいぶちがつています。例えば、古い産業分野に属する繊維産業に婦人の労働力が占める率は、ベルギー五五%、スウェーデン六七%であつて、だいたい五〇～六〇%の線を動かない状態ですが、新分野に属する薬品製造業や化粧品製造業、せつけん、マッチ等の製造工業、販売業、飲食店、その他の専門的職業などでは、一般に婦人の地位は古い産業分野よりも高くなつています。

また既婚婦人の数もふえており、ことに人口の少いオランダなどでは、それが目立つています。結婚して続けて働く人もあるし、また一度やめて、子供が一定の年齢に達してから、再び



職場に戻つてくる人もあります。これらの人々の多くは経済的な理由によつて働いているのですが、何といつても婦人には職業上の技術をもつていない人が多く、それがハンディキャップになるので、技術を身につけることが、婦人の当面の問題と云えます。

婦人が技術を身につけていないのは、今まで婦人に対して組織的な職業指導が行われず、十分な職業訓練を受ける機会にも恵まれなかつたことによるもので、このことがまた、婦人の地位を低い階段に釘づけにしている大きな原因なのであります。

## 2. 職業指導とは何か

婦人が未熟練職業や低賃金すなわち職業の低い階段から上に昇るために職業指導が必要なことは以上の通りですが、では職業指導とはどんなことでしようか。職業指導とは「ひとりひとりがよい職業を選び、それに就き、そこで進歩するのを援助する」活動で、この原理は男女とも同じものです。しかし職業指導の内容は国によつて、また人によつて必ずしも同じ意味に受けとられていないようですが、唯一つだけ、どこでも共通なことがあります。それは「個人の特徴を重んじ、個性に応じた職業指導を行う」ことで、ILOの一九四九年の勧告にも、そのことが明記されています。従つて職業指導には二つの面があります。それは就職しようとする個人の資質・傾向を研究することと、就職の機会を研究することの二つの面です。就職の機会をつかむには、まず社会の機構を正確につかむことが大切です。この二つの面を研究することによつて、良心的に職業を選択することができます。

## 3. 婦人の職業指導について

私はこれからヨーロッパ各国の職業指導についてお話するのですが、ヨーロッパといつてもたくさんの国があり、それぞれ異つた歴史・組織・機能を持つているので、ここでは職業指導の三つのタイプを代表する三つの国――イギリス、フランス、スイスの職業指導についてお話いたします。

イギリスの職業指導は非常に有名なemployment service（職業紹介）から多くのものをとり入れ、さらに、その上に教育的な要素を附加しています。機構としては地方庁の受持になつていますが、地方の教育関係または労働関係の機関が取扱つているところもあります。そしてその地方の学校とは特に緊密な連絡をとつています。

政府には国家青年雇用庁というような機関があつて、地方庁では中央政府の方針に従つて職業指導を行います。地方の職業指導の機関には相談員がいて、青年たちの指導に当つています。個人面接が相談員のおもな仕事で、面接によつて児童の精神的・身体的資料を集め、それによつて児童に助言を与えます。

フランスでは全く異つた方法で行われています。学校とも、職業紹介の機関とも別個の独立した組織で、相談員は国立養成所で養成され、特に心理学を専攻し、心理学的テストには深い知識と経験を持つているので、指導の方法もテストに重点がおかれています。フランスの方法は診療所的でテストによつて綿密な診断を行います。

イギリスとフランスの方法は両極端で、スイスはその中間をいつているといえるでしょう。スイスでは地方庁が直接これに当つていますが、単なる職業紹介ではなく、相談員は個人面接も行うし、学校とも連絡をとり、テストも行つています。

## 4. 性別による指導の差について

つぎに職業指導は男女に対して、どんな異つた方法で行われているでしようか。職業指導の根本的理念は男女によつて変らないはずですが、実際には少しちがつた方法で行われています。女子には婦人の相談員が、また、男子には男子の相談員が指導にあたつたり、職業情報(vocational information)職業の対象になる職業の分類も、男女によつて線を引いて区別したりしています。このような性別による取扱の区別は、婦人に対する職業指導上の大きな問題であり、婦人の雇用の問題にも大きなつながりをもつています。被相談者の性別に従つて、相談員も男子には男子、女子には女子とすることには私としては反対ですが、これに賛成している人もあります。そういう人々の説によれば、職業相談はたがいの心と心が触れあうような方法で行われなければならないからとか、また少女の心理は複雑で、男の先生には理解しがたい点もあるからとか、男の先生が女子の職業を

指導するのはかつこうがわるいなどというのです。また相談を受ける側から見れば、相談員は自分の相談することについて何でも知つている権威のある人でなければなりませんが、女子の職業を男の先生が扱うと、この人はほんとうには知らないぐせに、という不信用の気持が起ります。同様に女の先生が男の子に鍛冶やのことについて話しても、男の子はあまり相談員の話を信用しない、というのです。また、相談員になるにはずいぶん多く知識が必要だから、男女の分野に相談員を分けた方が、実際には能率があがるという説もあります。女の人は女らしいと云われる職業につく人が大部分なので、女子には女の相談員の方がよいというような意見もあります。

大きな職業指導所では多数の人を扱わなければならないので、相談員は一部を受け持たなければなりませんが、その時、仕事を横に切るよりも、対象的に切つた方がよいというので、女子には女子の相談員が当つている所もあります。

概して、男女を分けて指導することに賛成している人にはフェミニストが多いようです。女の職業について最も熱心に考えるのは女の人だから、女子の指導には女子の相談員がよいという論法ですが、もうフェミニストの時代は過ぎ、若い人々の間では一般に受け入れられなくなつています。

以上述べたことは、男女を分けて扱うことに賛成する人々の意見ですが、これは婦人の職業指導の方面として、原則的に正しくないと私は思います。なぜなら、この方法は婦人の職業の機会を狭めるものですから。女子があらゆる職業についての知識を持つていない限り、今まで女の職業として考えられていた職業のほかに、よい就職の機会があつても、それを逃すことになりがちです。その結果、男女の仕事の分野がはつきりと分けられてしまい、すでに女の人が入つていた職場まで、男の職場として決められてしまうかもしれません。

職業指導は相談員の能力によつて左右されることが多く、相談員の任務は重いのですが、婦人の相談員の中には古い観念の人が多く、牝鶏的な感覚で、女らしい職業につくことを望み、男性的な職業につくことを望まない人が多いのです。また反対に非常に新しい考えの相談員もいて、少女たちを新しい分野に送り出すように努力していますが、そのような人々は、あまりにも自分自身が精力的すぎるので、性急に少女たちを新しい骨の折れる仕事につかせようとします。そのため思わない故障ができたりして、結局失敗に終ることになります。

職業指導は相談員の仕事を人々が信頼できるかどうかによつて、成功もし、失敗もします。そしてもし一度失敗すれば、それは相談員にはたつた一度の失敗でも、相談を受けた人にとつては、一生の問題になる場合もあります。また一人の相談員の失敗によつて、婦人の相談員はだめだといわれたりしますから、綿密な注意が必要です。もちろん婦人の相談員の中にもバランスのとれた立派な人もあることは勿論です。

フランスでは男女によつて受持を分けず、人数によつて受持をきめ、同僚の男子も、自分の知らないことについて、よい知識を持つていれば、その人に来てもらつて協同して相談を行つたりします。

相談を行う場合、職業情報を持つていないことは致命的な欠陥になります。ヨーロッパでは相談員の訓練の問題とともに、職業情報をいかにして流すかということが大きな問題になつています。そのため国の中央に情報センターを置き、地方の機関や学校に資料を流します。それによつてこの問題は改善されてきました。また職業指導の地方機関が直接使用者側と連絡をとつて調査している所もあります。地方の指導所の職員は、地方で得た資料と中央からの情報に援けられています。女子の雇用に関しては、婦人団体の書記局など民間団体で調査しているところもあります。スイスの婦人委員会では、事業場と連絡して絶えず婦人の就職の機会についての情報を集め、それに解説をつけて各地の職業指導の機関に送つています。婦人委員会はまた婦人の地位を高めるための活動もしており、婦人の技能者の養成を行つて、婦人が職業上で高い地位につくことができるように努力しています。スイスは高級な技能によつて国の産業が維持されているので、熟練労働者の訓練には特別に力を入れています。

## 5. テストについて

相談員が行うテストは、男女によつて異つた種類のものを用いているところもありますが、これは必ずしも相談員の意志によるとは云えません。フランスのようにテストが義務性になつている国では、それに従つて処理するより仕方ありません。一般の傾向としては、男子に対しては機械に関係あるテストが行われ、女子に対しては指先のきようさやその他繊細さやリズム感など細かい感受性を調査するテストをしています。このほかに、もちろん男女共通のものもあります。

このテストの方法に対して、女子は繊細なものが適するというような先入観によつて女子に対することはよくないという反対があります。これは結局、雇用の機会を制限することになりますから。男子は子供のときから機械類が好きになるように、おもちゃでもそういう種類のものが与えられ、機械を扱う習慣が身につけられています。それに反して女子には人形やままごと道具が与えられますので、大きくなつてからも、ずつとそのことが影響しています。児童期の習慣は実に大切なものです。

児童を扱う場合、先入観によつてきめてしまつてあやしまないという傾向は親にもあります。職業指導の相談員の場合はもつとも好ましくないことです。

## 6. 就職指導について

十五歳くらいになつた少女が就職しようとするとき、どんな態度をとるでしょうか。ヨーロッパではまだ誤つた考え方が支配しています。少女たちの多くは職業をえらぶとき、学校生活と結婚生活の間のあなを埋めるためだと思つているので、選択する場合、冷静を欠いています。

一般に女子は男子よりも職業指導を受ける人が少く、むしろ成人教育の方に婦人が多いのは、子供のとき受けなかつたので、おとなになつてから困り、新しく職業訓練を受けようとするためです。

必ず学校教育の中で、予備的な職業指導は受けなければなりません。それによつて女子も社会と職業の関係や、職業に取りくむ態度を学びます。学校を卒業していよいよ就職する段になれば、相談員がひとりひとりを指導します。多くの相談員は、少女たちが職業についての知識や関心をあまりもつていないことを強調しています。

例えば、早く結婚したいという人が、あまり結婚の相手を見出せないような職場を選んだり、また一方、早く結婚しては都合がわるい人が、結婚の機会の多い職場に入つたりしています。これは女子が職業についての知識を持つていない結果です。

## 7. 相談員の任務

相談員はロマンチックでなく、統計的な指導によつて、それぞれの個性にあつた職場にむけなければなりません。また女の人の中には結婚後も続けて勤めたい人もありますから、相談に当つては、その職場が結婚後も続けて勤務できるかどうかも確かめておくべきです。また職場によつては女子を使用することを好まない使用者もあつて、このような使用者は女子の訓練を本気でしないので、昇進の機会がありません。

また両親の中には、娘に職業的訓練をさせる

ことをあまり好まない人もありますので、相談員はこのような両親を説きふせるための努力もしなければなりません。

現在は職業指導に対して各種の財政的援助がなされており、イギリスには少女が自宅から離れて訓練できる施設がありますし、スイスには財団による援助があります。

職業指導のねらいは、婦人に難かしい条件を強いることではありませんが、ひとりの婦人がある職業で失敗すれば、せつかく婦人に開かれた門を閉められることもあり得るので、慎重を要します。五十年六十年前の婦人たちは、一種の開拓者としての責任を感じて職業の道を歩んできましたが、今の時代の婦人たちは、個人個人がよい成績をあげることに中心をおいて、婦人全体の立場をあまり考えていません。しかし婦人はまだ総ての職業分野に入つていませんので、新しい職場では今でも開拓者になるのですから、責任を持つてほしいのです。相談員はこのような開拓者として新しい分野に入つていく人に対しても、そこで失敗しないように援助の手をさしのべるべきです。

職業指導は少年少女のためばかりにあるのではなく、中年以上の人々に対しても行われ、最近は多くの人々がその恩恵を受けています。それらの人々は、若い時に職業選択を誤まり、改めて適当な職業を探したいという人、途中で自分の興味が変つてきた人、夫の収入では生活できない人、未亡人など、いろいろあります。いちばん気の毒なケースは、今まで人に頼つて生活してきた人が、どうしても働かなければならなくなつたという場合で、これらの人々は全くどうしてよいかわからないので、職業指導という機能を通じてのみ救われ、それぞれ異つた事情に従つて、個別な細かい配慮と相談を受け、一人一人が国の生産の中に吸収されていきます。

個人的な配慮こそ職業指導の基本的な特徴であり、一国においてどれだけ有能な相談員を持てるかということによつて、婦人の雇用の問題もある程度解決されるでしよう。そして職業は男女の差によつて選ばれるのではなく、あくまで個人の長所・短所によつて選ばれるものとなり、多くの女権論者も雇用の問題についてはもう何も言う必要がなくなることでしよう。

**海外資料 ―英国―**

## "職業"に進出するお母さんたち

英国では婦人労働者の組織率の低さは古くから組合運動にとつて嘆きの種となつて来たもので、当然ここに努力を集中しなければならないにもかかわらず、ある古い考え方にわざわいされて――そういう考え方は幸にも今日消失しつつありますが、長い間組合運動からもあまり問題とされずに来ました。

このような古い考えによれば、婦人の職業は、学校卒業から結婚迄の若い年齢層だけに限られる、全く一時的な現象にすぎないものでした。

今日、このような見解が的外れであることは事実によつて証明され、既婚婦人や母親は、英国経済の上に平時としては空前の進出ぶりを示しています。

現在ブリテン（註―イングランド、スコットランド、ウェールス）には七、四四一、〇〇〇人の婦人が働いています。つまり三人の婦人の中一人が就業していることになりますが、これらの働く婦人の四〇%、約三〇〇万人は既婚者です。そして三〇〇万人の働く既婚婦人中二〇〇万―二五〇万人迄は二〇―四〇才の年齢層です。

更に興味深いのは、ブリテンでは、母親、又は母親であつた婦人の三〇%、約一二〇―一三〇万人が就業していることです。このうち結婚後最初の五年間に外に出て就職している人は一〇%程度です。

結婚後五年目を過ぎる頃から外に出て雇用労働に従事する率は急速に高まり、結婚後五年を過ぎた婦人ではその二四%が働きに出ています。

そこで組合の組織運動の上でも、婦人に対する宣伝活動の上でも、若い未婚の婦人と共に、既婚婦人や母親を含む高年齢層の婦人が忘れられてはならないものとなりました。

英国労働組合会議発行「婦人通信」(Industrial News Letter for Women) 一九五三年七・八月号より



# 婦人の職業意識をたかめる運動が行われています

M.T

婦人の職業と労働についての理解をふかめる
婦人の能力を生かす就職を勵める
婦人の職業技術の向上をうながす

の三目標をかかげて、労働省婦人少年局では、この十一、十二月の二か月間にわたつて、全国的に第三回婦人の職業意識をたかめる運動を行うことになりました。

一昨年の秋、同じ目標の下にこの運動を実施して以来、このような運動は、続けて根気よく行わなければならないという各方面の要望にこたえて、昨年に引続き、今年は第三回目の運動を展開することとなりました。

この運動を実施するに当り、昨年の第二回婦人の職業意識をたかめる運動の結果を振かえつてみたいと思います。

昨秋のこの運動では、東京で「伸びゆく婦人の職業展」を開催したほか、全国の都道府県で、婦人少年室はじめ、教育委員会・学校・職業安定所・労政事務所等の関係機関、事業場、労組、PTA、婦人団体等の民間団体、あるいはラジオ・新聞等の報道機関の主催・協力によつて、婦人職業問題研究会議、婦人の労務管理や職業指導の研究会議、職業技能コンクール、役付または技能をもつ婦人の公開座談会、街頭討論会等いろいろの形の集りがもたれました。

ここではこれらの集りに参加された教育者・父兄・使用者・働く婦人・その他職業問題の関係者の間で、何が問題となり、どんな意見が述べられたかを集約してみましよう。

### ――これから職業につこうとする人の問題――

これから職業につこうとする女生徒のための職業指導・職業紹介の方法や、生徒の家庭の意識等について検討が加えられましたが、そのうち教育者、職安行政関係者の主な意見としては、「女子の職業は結婚迄という観念から、家庭は職業としての将来性よりも、給料等目先の条件のみを大事にする」「一般に中小企業、あるいは現場作業を嫌い、大会社、事務系統の仕事に殺倒する傾向があるが、将来性・技術習得という見地から前者のすぐれている場合もある」「普通コースと職業コースとの選択にあたつて、女生徒は計画性がない」「職業コースに十分の設備がほしい」「課外活動（クラブ活動、修学旅行等）に職業指導や職場見学をおりこみたい」等があり、父兄の立場からは、「安心して勤めさせられる女子の職場施設」「職業指導の充実」が要望されました。又職を求める中年婦人の立場からは、中年婦人の就職難の深刻さからパートタイム雇用の開拓を希望する声があり、その他看護婦、家政婦、女中のような職業に対する賤視観を改めるべきだという意見が各方面から述べられています。

### ――現に職業についている人の問題――

全般的に女子の職業はとかく腰かけ的で、研究心や責任感に乏しいという何時もながらの問題が指摘される反面には、それらの事実の原因となつている従来の教育・社会制度・家族制度の欠陥に対して、種々の立場の人から検討が加えられ、婦人の労働に対する理解が徐々に深まりつつあることを物語つています。一方最近働く婦人の意識のたかまつて来たことが各所で認められていますが、それだけに現実との矛盾が、働く婦人の側から強く感じられていることもうかがわれます。

意見の主なものとしては、働く婦人から、「女子という偏見によらず、個々人について評価すべきだ」「職場での職業教育の機会を女子にも平等に」「技術訓練を惜れる空気を職場につくる」「雑用私用を女子にという職場の封建制をなくす」「家事・育児の問題を解決するための社会施設を」等があり、使用者の側からは「優れた婦人に昇進の道を開くことは能率向上の道である」「女子の昇進が同僚男子の反対でやりにくい」「女子は昇進試験等の機会を自ら放棄する」「働く婦人のための施設は一企業のみの力で解決しきれない。国家的・社会的政策をのぞむ」という意見が出されています。その他男子の側からの「働く婦人の問題を解決するために、女子はもつと組合活動に積極的に参加してほしい」という意見、婦人団体からの「婦人団体との協力によつて多くの問題を解決する余地がある」という意見が注目されました。

本年度のこの運動では、更に「婦人の職業研究クラス」「高度の職業経験・技能をもつ婦人の講演会・公開座談会」等の新しい試みが加えられるほか、各地各機関の自主的な工夫による行事のくりひろげられることが期待されています。なお全国の婦人少年室にはこの運動のためのポスター・幻燈・リーフレット・その他種々の資料（"御存知ですか"欄をごらん下さい）が用意されてあるほか、職場や補導所見学を希望される方には御便宜を計ることになつています。

# バス乗務員の月経に関する一考察

久保良知

本誌第四号で、森山教授は労働婦人の保健指導には月経の状態を追求することが必要であると指摘されて居るが、私も本説を支持する一人である。月経異常の特異例としては戦時中我が国やドイツ（主として敗戦国）に見られた戦時無月経や、女囚に頻発する拘禁性無月経などがあるが、これらは身体的或るいは精神的環境の変化に対する微妙な反映と解される。

家庭や、学窓を離れて職場に進出した婦人にも、これらと類似の反映として月経異常が起らないであろうか。

私は東京都交通局女子従業員を立業を主とするバス乗務員と、坐業を主とする事務員とに二分して、両者の就職前後における月経状態を比較・考察することができたので、その結果を述べたいと思う。

**年齢分布**　乗務員は一七歳〜二九歳で、特に一七歳〜二〇歳が多く総員の七一％を占め、事務員では一七歳〜六〇歳で、特に一八歳〜二五歳が多く、総員の六六％に達している。

**月経周期の変化**　就職後は不順化する傾向を認め、特に乗務員側に著明である。即ち就職以前に月経周期が正順であった者は、乗務員では三四三名中一六二名（四七・二％）、事務員では三五九名中一五六名（四三・一％）で、両者に著しい差異を認めないが、就職後になると、前者では一六二名の正順者が八二名に半減し、他の半数は不順者に変化しているが、後者では一五六名中三〇名が不順者になったに過ぎない。また就職以前から不順であった者は、就職後には遅発月経の傾向を強く示している。

**月経量**　乗務員事務員両者とも就職以前には普通と答えた者が多く、それぞれ全員の六五・一％及び八〇・一％であったが、就職後は多量を訴える者が増加し、特に乗務員では六〇名より一〇八名へと八〇％の増加率を示している。

**月経痛**　就職以前から月経痛を自覚した者は、乗務員では三二六名中二一九名（六七・一％）、事務員では三四一名中二一三名（六二・四％）であったが、就職後には前者三五〇名中二九〇名（八二・八％）、後者三五四名中二七二名（七六・八％）が月経痛自覚者となり、両者共に就職以前に比して増加したが、その率は乗務員において殊に著明である。また疼痛個所は、乗務員は就職前と後で変化を見ないが、事務員は就職後には腰部に限局する者が多いようである。これは長時間にわたる坐位継続と関連するのであろう。

**月経の持続日数**　両者共に就職前後を通じて四日〜五日型が多く著しい変化を認めない。

**白帯下**　就職以前の白帯下自覚者は乗務員では三一四名中一八九名（六〇％）で、そのうち時に多量を訴える者二七名、事務員では二七三名中一一九名（四三・六％）で、多量とする者一二名であるが、就職後は両者とも白帯下自覚者が増加し、特に多量を訴える者が乗務員側に著増している。即ち乗務員で三五〇名中二六名（七五％）が白帯下を自覚するようになり、多量を訴える者は五三名に達し、就職以前の二七名に比し倍加している。

**生理休暇**　生理休暇をとっている者は、乗務員では三七三名中二九八名（約八〇％）、事務員では三六六名中一九一名（五二・一％）で、特に前者に多数の行使者を見るのは、それだけ労働負担が大きいためであろう。一般に月経痛自覚者には生理休暇が必要と考えられるが、休暇をとらない者の中にも月経痛自覚者が相当数認められる。即ち非行使者に就いて見ると、乗務員七五名中三〇名（四〇％）、事務員一七五名中



一二一名（六四％）がそれぞれ月経痛に悩まされながら勤務している事が判明した。また反対に月経障碍を自覚しないが、休暇を行使している者は、乗務員では四五名（一五・一％）、事務員では三七名（一九・四％）を算している。

**一般状態**　食慾・睡眠等はいずれも就職後不良を訴える者が多く、やはり乗務員に不良化が高率である。即ち就職前に食慾・睡眠等不良とした者は乗務員ではそれぞれ六五名、四六名であったが、就職後では一四六名、一〇五名と二倍以上に激増し、事務員では七九名及び四六名が一二〇名、六五名と増加したに過ぎない。又頭痛・眩暈・手足の冷え等、卵巣機能不全と関連する症候群を訴える者も就職後増加の傾向を示し、乗務員側に特に著明である。

以上に述べたように、月経を中心とした諸変化は事務員に比し乗務員に強く表われている。月経周期の不順化や、月経量の多量化等は卵巣機能失調の症状であるし、月経痛や白帯下の増加は、やはり卵巣機能に関連することもあるが、子宮の位置異常や、子宮又は腺の炎症の一症候のこともある。これらの誘因の凡べてを就職後の労働に帰するのは早計に失するけれども、乗務員・事務員両者の比較において、前者に特に強く変化が見られるのは、職場環境や作業内容の相違を考えざるを得ない。即ち乗務員の長時間の労働起立、車体の振動、進行や乗客に対する配慮等が、事務員に比して格段の相違となり、これらが全身疲労や、子宮の位置異常や慢性炎症、或は神経消耗を誘発し、卵巣機能に反映するものと思われる。

これらの予防としては、月並なことであるが、疲労の回復に重点を置くこと、即ち、休憩時間における自然な姿勢、軽い体操又は腰部・下肢のマッサージ、終業後の入浴、或るいは休日の充分な休養等が必要であり、又規則正しい生活、即ち充分な睡眠、定時の栄養に富む食事などが望ましいが、現状の勤務状態では中々困難なようである。

なお、私の外来を訪れる乗務員諸氏には妊婦が多いが、これはバス乗務が必ずしも妊娠を妨げるものでない証拠であり、且つその分娩は、私の病院における範囲では、安産であったことを附記する次第である。

（東京都交通局病院産婦人科医長・医博）

海外資料

# アメリカの働く婦人たち

米国労働省婦人局の報告によると、一九五三年三月現在、アメリカには一八〇〇万人を超える婦人の就業者がいる。働く婦人に対する需要も多く、ステノタイピスト（口述タイピスト）・看護婦・医療技術者・自然科学者・家事使用人・病棟附添婦・その他多くの職種で、婦人に対する需要が供給を上廻っている。

婦人は米国の労働力の中に年々大きな役割を演ずるようになり、一九五二年十二月の全米就業者中に占める女子の比率は三一％に達する。しかし外に出て働く婦人が増加したとはいえ、就業していない家庭婦人の数は三二〇〇万人で、十四才以上女子人口の五六％を占め、働く婦人との比率は二対一と働く婦人を凌駕している。

一般に婦人の雇用機会が増大したことは、既婚婦人及び四十五才以上の婦人の職業戦線への進出を促した。一九五〇年には働く婦人の五二％は既婚婦人である。既婚婦人向のパートタイムの雇用機会も著しく増加し、同年に働く婦人の約五分の一はパートタイムの就業者である。

雇用機会の拡大とともに、婦人の働く職種も増加した。職種の上の大きな変化を見ると、一九四〇年には婦人就業者の一八％を占めていた家事使用人が一九五〇年には九％と激減し、そのかわりに書記的職業が大幅に増加したほか、個人の家庭以外のサービス業・製造業・販売業技能的職業がふえている。

労働組合に加入している婦人は全米で約三〇〇万人を数え、特に衣服身廻品製造業・サービス業・通信業・繊維業・電気器具製造業の婦人組合員は数も多く活動も盛である。

米国における工場労働者の平均賃金（一九五三年七月）は一週七二・〇四ドル（現行為替レートでは一ドルは三六〇円）で、一時間当り一・七七ドルになる。公正労働基準法によって、男女の労働者に対し、一時間七五セントの最低賃金がきめられ、時間外労働については、一週四十時間を超える部分に対して、五割の割増賃金を支払うことが規定されている。

婦人に各種の職業教育を無料で受ける機会を与えることには非常な重要性が認められ、多くの労働組合が組合員の職業学校を開設しているほか、婦人のための公立の職業学校は全米に三一三を数え、その中三〇はニューヨーク市にある。

英国における

# 年少労働者保護立法の発達

（下）

### 他の雇用に対する法規の拡張

綿および毛織物工場の児童に立法が始められた理由の一つは、その商業は多くの労働者が使用されている大きな建物で集中的に行われるものであり、故府は実際にその状態がどんなであるか、又どのように労働者が遇されているかを、容易に知り得たからであった。

織物工場の児童労働の規制は、法の適用されない事業場において、幼年の児童が全日労働を行い、工場法が除去しようと努めていた弊害に再びさらされるという効果を間接的にもたらした。法の適用される使用者は、小規模事業場との競争に悩まされていることに不平を言っていた。彼等は織物工場所有者が、法規の制限や監督の「負担」を免かれるか、同一法規を他の階層の製造業者にも拡張するかのいずれかにすべきだと主張した。これらの不平にもかかわらず、規制された工場は非規制の工場との競争に苦しむどころか、進歩を遂げ、工場の機械を改良し、競争相手より高水準に発展したことを経験は語った。これらの改良が法規のおかげであるとは言えないが、工場法が害を招くよりはむしろ利益をもたらしたことは充分推論出来た。また、機械が一段と複雑になってきたので、児童労働の使用が得策でなくなってきたらしい。更に監督官は、十一時間労働の生産高が十二時間労働のそれより多いことが分った。或る作家が言っているように、これらの非規制工場の資本家の競争は、憐れな低賃金で、その他何らの代償なしに各世代の児童人口の何割かを、文字通り"消費"して国家の資源を弱体にしたという確信が次第に伝播し始めた。

児童の低賃金は諸種の経済的不利の源であった。低賃金の児童労働は、不適格者が使用者として事業を始めることを可能にした。児童労働の競争は、成年労働を雇用から追い出し、ために他の者が失業していることに、一部の人々を過重労働に陥らせることになった。と同時に引き続き雇用されている成人労働者の賃金を非常に引き下げた。

正常な環境においては、児童労働を制限すれば成人労働者の賃金は増加し、両親はもっと容易に子供の、僅の浪費の労賃から得るわずかの別の収入をあてにしないですますことができるようになることは明瞭であった。

### 非織物工場、作業場

極めて幼少時（四・五・六歳）の雇用、夜業・長時間労働および極度の非衛生状態は、陶器・ガラス、金物、枕のレース、メリヤス類およびその他多くの商業に広く見られると、一八四二—四三年に議会が工場法の適用を受けない鉱山労働および工業労働に雇用されている児童の状態の調査のため任命した委員の報告に現われていた。また一八六二年に設置をみた他の児童雇用委員会は、これらの工場の状態は実際上一八四二年同様の儘であることを知った。同委員会は工場法が適用されていない商業ばかりでなく、一般に個人の家および小さな作業場にも拡張することを勧告し、且つこのような規制は多数の工業部門の小さい、雑然とした、不潔な、換気の劣悪な作業所に親たちによってとじこめられている非常に小さな沢山の年少者にも有益であると述べていた。

特定の非織物工場に関する二・三の規制的法律の制定後、一八六七年に二つの法律が制定された。その一つは一八六七年の工場法拡張法で、以下に記載する工場に適用した。すなわち溶鉱炉・鋳物場・製銅鋳工場・鍛冶場、又は機械力による機械および金属製品、擦帯ゴム又はグッタペルカ（紙・ゴム用の物質）の製造、紙・ガラスおよびタバコの製造、活版印刷・製本及び製造工程において五十人以上の労働者が働いている工場はすべて含まれた。尤も既に別個に規制されている織物工場、鉱山および他の商業はこれを除いた。第二の法律は一八六七年の作業所規制法で、五十人以下使用している凡ての事業所に適用され、且つ家事使用人を取締った。

これら二つの法律とも工場法の規定を拡張して、新しい企業に適用した。かくして児童は八歳以下では就業は許可されず、且つ八歳乃至十三歳の児童は義務教育と結合しているハーフタイム制度の下で雇用されなければならなかった。しかし、作業所規制法によれば、[illegible]他日の児童の労働時間は、午前六時から午後八時の間であれば何時でも差支えなかった。が工場法においては、児童の労働時間は既定時の前又は後のいずれか一方でなければならなかった。工場法では一日三時間学校に行くことになっていたが、作業所規制法では一週を通じて十時間通学しなければならなかった。

一八七八年にこれら三法律は集大成された工場及び作業所法により廃止された。



その後の立法は、次第にこの法律の範囲を拡張し、現行工場法は鉱山および運輸業を除き、事実上すべての業種に適用されているし、一方工業における年少者の就業許可年齢および夜業を規定する婦人・年少者および児童の雇用法（一九二〇年）はこれらの問題を取扱っている国際条約の定める如く、工業的企業（鉱山および運輸業を含む）に適用されている。

一八七八年以後の工場と作業所の区別は、主に動力の使用の如何によっていたのであるが、現行工場法（一九二七年および一九四八年）の下ではもはやこの区別は行われていない。工場監督官は年少者に関する規定の施行を掌り、小規模事業場に関する法律の施行は、工場監督官と地方機関の協力によって円滑に行われている（特に小規模事業場の登録について）。なお、工場監督官と地方機関は本法の衛生および特定の他の規定にも責任がある。

### 鉱山

一八四二年の人口報告書によれば、英国の炭坑で働く九〇、〇〇〇人中一八、〇〇〇人が児童で、十三歳以下の男の子が大部分であるということだった。一八四一—四二年の児童雇用委員会は、商業および工業をはじめ、鉱山および炭坑における児童の雇用の調査のため設置されたのであるが、本委員会に提出された証拠から次のことが明らかになった。すなわち、児童は満五歳、六歳、又は七歳から鉱山で主として換気戸係として働いていたが、馬の使用不可能な場所での車おし、又は馬を駆すことをやっていた。このような仕事は甚だしい児童の肉体の負担と児童の安全の危険をはらむものであり、ひいては鉱山そのものの危険さえも含んでいた。児童の労働時間は滅法長く、多くの地方では一日十二時間は普通で児童は十三時間以上も家を留守にした。生命の喪失および、多数の労働者の不具を含むひどい災害が、多年の間英国の鉱山に発生したのは、勿論安全計画および予防の欠如にもよるが、一坑夫の無教育と年少児童の雇用のためとみなされていた。

これらの事実に鑑み、一八四二年に議会は法律を制定し、すべての婦人および児童が鉱山の坑内で就業するのを禁止した。しかし一八六〇年の鉱山法（炭坑および鉄鉱山）が制定され、本法の規定の施行を監督する監督官の任命について定めるまでは、一八四二年の法律は鉱山の児童の雇用に関する限り施行されなかった。

### 鉱山で使用し得る最低年齢

一八四二年の法律は、あらゆる年齢の婦人の坑内の使用を禁止し、且つ坑内で使用し得る少年の年齢を十歳に定めた。坑外の使用については別に規定されなかった。それから三十年たって始めて一八七二年の鉱山法は、炭坑および金属鉱山の坑内に使用し得る年齢を十二歳に引きあげた。もっとも層の薄い炭坑の坑内では十歳の少年は引き続き就労出来たのだが——この例外は一八八七年に廃止された。その後炭坑及び金属鉱山の坑内に使用し得る年齢は、一九〇〇年に十三歳に引きあげられたが、炭坑の場合のみ一九一一年に十四歳に定められた。また一八七二年以後炭坑法は坑外において使用し得る年齢を定めたが、この年齢は一八七二年の十歳から一八八七年には十二歳に、一九一一年には十三歳に高められた。現行規定によれば、坑内および坑外で使用し得る年齢は十五歳である。

### 農業

多くの議会の委員会が一八三〇年以後の農業における児童雇用を調査した。この報告書は今日でもなお世界各国の農業における児童労働の特徴となっている諸々の状態を明らかにした。一般に児童は幼少時に賃金をかせげるようになるや、農業に働き始める。

東部の郡では、児童はまた組制度により雇用されていた。農村は近隣の町や大きな村から、児童や年少者を連れてきた組頭と相当量の仕事について下請契約をした。組制によって働く児童は毎日働くのに八マイルも歩かなければならなかったことが多かったし、勿論学校にも行けなかった。一八六七年に農業団法が議会を通過した。同法は組頭の許可制を定め、八歳以下の児童の組による雇用を禁止した。

児童委員会は、農業団に使用されている児童について報告した際、農業に従事している他の多くの児童を保護するために就学強制の必要なことに議会の注意を向けたが、一八七三年に農業児童法が通過するまでには更に立法が行われたのであった。本法は八歳以下の児童を農業的業務に使用することを禁止し、更に八歳乃至十二歳の児童は、児童が特定の教育基準に到達しているか、又は前年中に或る一定数学校に出席したことが証明されなければ就業出来なかった。学校出席証明書は一二か月に限り有効であったが、充分初等教育を施したと公式に認められる学校長の署名がなければならなかった。児童が農業団に雇用され得ない最低年齢は八歳から一〇歳に引き上げられた。

しかし、本法のどの規定も有効に実施されなかった。ところが一八七六年に初等教育法が制定され、一般に就学を義務づけ、且つ雇用の一般の最低年齢を一〇歳に定めた。これがため今日なお多数の国にみられるように、農業の児童は正規の就学時間中使用されないですむように保護された。授業時間外の雇用は、児童雇用法（一九〇三年）とその後の法律ができるまで制限されなかった。

児童および年少者の雇用法（一九三三年）は教育法（一九四四年）によって修正されたので、現在授業時間外でさえも一三歳以下のすべての雇用を禁止し、且つ一三歳乃至一五歳の児童の授業時間外の労働時間を制限している。しかし教育当局は、一三歳以下の児童が両親又は保護者により農業および園芸の軽易な仕事

に雇われることを認める細則を制定する権限を与えられている。

## 一般的雇用

今まで工場、作業所、鉱山および農業の児童に関する立法およびその施行の発達について述べてきたが、その他のすべての業種の児童の雇用問題がまだ残つている。工場の児童労働を規制する最初の法律の制定より四年前の一七八八年には既に議会は法律を通過させて、非工業的業務の一種である煙突掃除に従事する児童を保護した。しかしこの法律は守られなかつたし、この種の児童労働を規制するその後の試みは監督制度を設けなかつたので全く失敗に終つた。この法律を実施しようとした、又は地方条例を定めた幾つかの大都市は別として、その施行の不良状態は一八七五年の煙突掃除夫法が制定され、徒弟の使用者を許可することと、本法施行の責任が各地の警察署長にあることが定められるまで変らなかつた。煙突掃除の児童の雇用は時のたつうちに器具の使用によつて完全に除かれた。

児童の街頭の商いは、一九世紀の前半に治安官や博愛家の注目するところとなつたが、議会が本問題の措置について行つた最初の試みは一八七八年のスコットランド教育法にみられた。本法は授業時間外におけるすべての種類の児童の雇用、わけても一〇歳乃至一四歳の児童の街頭の商いを制限しようとした。しかし一〇歳以下の児童の雇用を特に禁止しなかつた。英国の議会は一八八九年と一八九四年に児童虐待防止法を制定し、街頭労働の最低年齢をそれぞれ一〇歳と一一歳に定め、且つ午後一〇時から午前五時（一八九四年には午後九時から午前六時まで）一四歳以下の少年と一六歳以下の少女の就労を禁止した。

一九世紀の後年には、一般に児童の街頭労働の問題は、学齢児童の雇用という一層大きな問題にある程度包含されるようになつた。一九〇一年には政府は各省間の連絡委員会を設置し、児童の雇用問題を考慮した。

一九〇三年に児童雇用法が制定された。本法の規定は商店（主に使走り、小荷物、ミルクおよび新聞等の配達）、工場法適用外の家内工業、農業的業務および街頭労働のような仕事の業務に適用されることになつていた。本法は雇用の最低年齢を定めず、午後九時から午前六時までの間、一四歳以下の児童の雇用（通学の有無にかかわらず）および重量物運搬を要するか、又は〝生命・身体・健康又は教育に危険と思われるような〟児童の雇用のすべてを禁止した。

また、同法によれば、一一歳以下の児童を街頭労働に使用してはならないし、且つ地方機関は就業許可最低年齢、時間および許可証の交付等については一六歳以下の児童の街頭労働の就業を規制する権限を与えられた。街頭労働とは〝公共の場所で行う新聞・マッチ・花およびその他の物品の売り歩き、利益めあての歌唱・演芸・曲技又は他の類似の業務〟を含むものと定義された。

地方行政機関が制定した細則に現われている三重要原則は、雇用の最低年齢（大体一二歳）、雇用の最長時間（学校日には三時間又は三・五時間、その他の日には七時間乃至一二時間が大部分）およびその時間内の使用を許可されない時間の設定である。大部分の細則によれば、一四歳以下の児童が酒類飲料の販売および理髪店の助手のような特定の業務に就くのを許可しない。

街頭労働の細則によれば、通例街頭労働に従事する一六歳以下の児童はすべて街頭で働く場合には証明書を所持し、バッジを着用しなければならない。イングランドとウェールズの地方行政機関は、法令による制限を実施するその業務を行うに際し、細則のない場合には警察を、細則がある場合は商店の検査官又は街頭検査官又は教育当局者を利用した。

概して地方行政機関が細則を作成し且つ実施することは非常に緩慢であつた。この不満足な状態は、主務政府部局の圧力の不足、財政上の困難、地方行政機関の無関心と無知および新聞雑誌業者、ミルク商、食料品商、理髪師その他の商人および場合によつては父兄等の利害からの反対に原因しており、これらの人々は議会や地方行政機関に強力な影響力を持つていたのであつた。

## 義務教育の促進方法

英国において、義務教育法が児童の雇用規定とあいまつて決して重要な役割に働かなかつた事情に鑑み、この法律施行の強化しなければならなかつた理由につき、二、三附言するのは興味のないことではない。

義務教育が一九世紀の最後の二〇年に最初に設けられた時、実施上重要な障害となつたものは経済であつた。子供らは家計を補うために働きに出なければならなかつたが、その衣食が不充分で、きまつて学校に行くことができなかつたからである。この障害は（a）児童雇用の禁止および規制と（b）家族に対する生活保護とによつて解消した。

政府の家族援助計画は一九四六年八月に実施され、かくして、第二子から各子供毎に一週五シリング（現邦貨約二五〇円）の現金扶養手当を支給し、且つ全小学生に牛乳を無償で給与した。又本計画によれば、所要の要求を満たすに必要な財源の完成次第、無償の学校給食を始めることになつていた。無償の学校給食がまだ実施されていない場合には、親たちは学校給食費を支弁するが、支払額は給食される食事のコストを超えてはならないし、貧困の場合には全部又は一部を免除される。

地方教育当局は、衣服の不足又は不適当から学校の教育を充分利用出来ない児童に衣服を支給する権限を有している。これが貧乏の故でなければ、当該児童の親に衣服の代価を要求できる。

児童が最寄の学校まで歩けないような場合には（八歳以下の児童には二マイル、その他の児童には三マイルが最長距離）地方教育当局はこれらの児童のための輸送機関を準備することが必要であり、且つその他の児童の場合には適当な輸送費を支弁することになつている。



寄宿学校の中にか又は児童の年齢・能力および適性に適した寄宿教育が与えられるが、生徒の場合には、それ以外の処に、地方教育当局は寄宿設備を無償で提供することも要求されている。一方、必要欠くべからざる、というのではないが、寄宿教育が望ましいということで、地方教育当局と親とが同意見の場合には（例えば、親が外国で働いているか、又は職業上絶えず移動して家庭生活が一定していない児童の場合）、当局は貧乏のためでなくて全額支払し得ない親に代つて寄宿学校費を支弁しなければならない。

学校給食は、上述の政府の家族援助計画の相当以前から存在し、近年になつて著しく普及した。一九三九年から一九四九年の間に供給された学校給食の数は約一七倍に増加した。一般に児童がかせげる賃金は非常に低く、無償の学校給食の価格と差引零であるという事実に鑑み、学校給食が幼少時の児童雇用を防止するに重要であることは今更強調するまでもない。

## 結論

上述してきた主要な発達および対決された主な問題について引き出され得る結論並びにこれらの問題の解決の手段方法を概括して本稿を終ることは無意義でないであろう。

児童および年少者の雇用条件の規制の必要は、社会の注意が十九世紀初頭の産業革命により発達してきた大規模の木綿製造の圧倒的児童労働に向けられた時初めて英国に生じたのである。

議会は調査委員会を設けて、最初の工場法を制定し、児童保護の最低を定めた。これらの法律は最初効果的な監督機関がなく、実効にはみるべきものがなかつたが、与論を児童保護の問題に敏感ならしめ、且つ一八三三年の工場法による近代的工場監督制度の設定も含めて、法律改正の道を準備することによつて、有益な成果をもたらしたことが認められてきた。一八三三年以後、工場監督官はただに法律の実施を監督するばかりでなく、監督官の活動および報告書を通じて絶えず与論を啓発し、且つ働く児童の実態および必要な法律改正に関し政府に通報した。このように年少労働者保護の発達は監督の助言と援助に負う所大であつた。

初期の児童労働規制の反対者は様々な議論を吐いた。児童労働の制限は規制される工場を左前にし、且つ仕事を奪われた児童は飢餓に曝されるだろうというのが普通の議論であつた。しかしこれらの議論はいずれも誤謬に終つた。

規制された工場は進歩発達し続けた。また児童労働が規制されると、大人たちはもつと多くの仕事とよりよい賃金に恵まれたので、子供らも僅かばかりの稼ぎを失つてもひびかないということが分つた。その上更に上の年齢まで学校に行つた児童は、幼少にして働き始めた場合よりも仕事をよく覚え、ために後日一層沢山の賃金を得られた。そこで制限されぬ時期尚早の児童労働は、一般に児童の利益にならないばかりか、大人や国家の利益にももとるということ、またそれは各世代の年少人口の或る割合の喪失を意味するだけでなく、生産力および生活水準の向上のブレーキとして作用するという確信がひろまり始めた。

これらの考察にかてて加えて、規制された産業から除外された児童は、規制されない工場に蝟集し、法律が排除しようとした弊害に再びさらされていることが明らかとなつた。なお規制工場の使用者は他の部門の工場に関する法律の制定を要望し始めた。すべてこれらの事実が絡み合いつつ、英国の児童労働立法は一九世紀の後半において次第に他の種類の雇用にまで拡大され、事実上全業種に適用されるに至つた。

年少労働者保護立法には児童労働の制限と年少者の労働条件（特に労働時間と休暇）の規制という二つの目的があつた。

英国の児童労働法の発達が示すように時期尚早の児童労働は使用許可年齢の最低年齢の引上げ、全業種への法規の拡張と法律施行手段の改善をしたことによつて漸次取り除かれた。最初の工場法の使用許可の最低年齢および工場の児童の時間の制限に関する規定は、教育的必要条件と密接な関連があつた。学校施設は不足していたので、その設備の主たる責任は使用者にあつた。

しかし監督官は児童教育を効果的に実施する唯一の方法は、国家が管理する普通義務教育制度の制定にあることを確信するに至つた。一九世紀の最後の三分の一における、この制度の創設は、扶養手当児童のための学校給食と衣服支給およびその後の卒業年齢の引き上げのような社会的援助手段の発達と共に、最低年齢規定の実施および児童雇用の制限――特に労働法のみでは規制し難い業務における――を円滑にするのに大変役立つた。

しかしながら、監督官が雇用された児童の年齢を確認できてこそ、児童の最低年齢および最高労働時間は充分に守られるのであつた。最も信頼し得る方法は出生登録によるものであるが、初期の工場法時代の英国のように登録が存在していなければ、医師の証明書が児童の年齢を判定するのに必要であつた。

故に法律は医師の年齢証明書を規定したが、これから一般の雇用の医学的適性検査制度が発達したのである。とはいえ経験の示すところによれば、単なる証明書制度の採用のみでは不充分で、証明書を交付する医師が、使用者又は当該児童の親の好意から独立していることを確保し、且つ証明書の売渡しのような詐欺行為の可能性を排除するように調整が行われなければならなかつたのである。かよ

# 晝休みのすごし方について

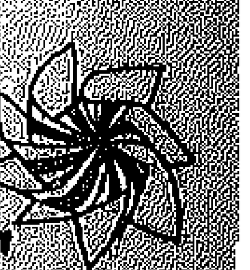

―少年工員は希望する―

★★

西山一郎（仮名）
（栃木県・[illegible]十七歳）

私は去年の三月中学校を卒業して五月に就職し、社会生活に入つた。過去一年間を顧みて楽しかつた事は沢山あるが、不愉快だつた事は晝休みのすごし方だけである。

店員約二十人中男子が六人いて、晝休みには庭球ボールで野球をしたり、自転車に乗つて散歩したり、皆と雑談したりする。これらはよい遊びの部類だが、良くない本を読んだり、時にはパチンコ屋へ行くこともある。あいにくパチンコ屋に恵まれているので、週に二回から三回行く時もある。今年の春、高等学校を卒業したまじめな青年が入つた。ある日の晝休みに僕達五人で散歩に行つたが、パチンコ屋へ入つたので驚いていた。彼も買つてはじいたが損をした。パチンコは確かに面白い。けれど僕は十八歳未満だし、行くたびに一生懸命働いて得た尊いお金を捨てて行く。お金も時間も一番むだに使つてしまう結果となる。

僕は夜学へ行つているので、晝休みを利用して勉強をしようと思うが、仲間はずれにされるような気がする。そうかと云つてみんなのまねをしているとだんだん不良化して行く。それで、誰にでも楽しくすごせる娯楽はないものかと何度も考えた。読書・レコードコンサート・運動などいろいろあるが、野球は女子には出来ず道具は高くつき、広い場所も必要なのでだめ。こんなふうに考えてゆくと卓球が一番適しているように思われる。卓球は女性的でつまらないと云う人もいるが、日本人には適当な運動であると思う。その証拠には日本の卓球の選手は国際試合で相当良い成績をおさめている。

僕の働いている店の晝休みは四十五分あり、晝食を十五分とみて三十分のこる。二日で一時間、一か月で十五時間にもなる。"時は金なり"と云う諺があるが、三十分を有効にすごしても、つまらなくすごしても時は同じに過ぎて行く。

ところで、他の工場の晝休みではどうかと疑問になるので、クラス十人の友達について個人調査をしてみた。大体の調査では大規模の工場では娯楽設備が整つていて、晝休みを有効に使つているが、小規模の工場ではこの反対であることがわかつた。又、個人商店では晝休みも一定していないところが多く、従つて晝休みはつまらないと云う人の方が多かつた。次に個人の例をあげてみよう。

S君の場合は鉄工所に勤めていて晝休みは野球をする。N君は大きな繊維工場に働いていて、工場の娯楽部に入つている。晝休みには[illegible]を行い、工場の演芸会や近所にお祭りがあると余興に出演するそうで、うらやましくなる。木工場に勤めているK君は卓球やキャッチボールをするが、時間が短かい上に、従業員の数が多いので、一度にみんながするので面白く出来ない。もう一人のK君の職場は小さな鉄工所で、彼はクラスで二番の成績だつた人なので、晝休みに新聞や本を読んでいると「生意気だ」と大人の人に云われるので、みんなとくだらない雑談をしなければならない。彼は勉強が一番好きで仕事はつまらなく、晝休みなんかなくてもいいと云つていた。M君は米味噌醤油の注文とりや配達をしているが晝休みは全然ない。

さて僕の店についての考えを一部の人に話したが、おそらく全部の人が僕の考えに賛成するだろう。僕は娯楽設備について、直接奥さんに話してみたが、いい返事ではなかつた。三か月後にまた叱られる覚悟で叩いてみた。「みんなの希望通りさせてやりたいけれど、主人に聞かなくてはわからない」と云う奥さんの返事。今度は主人の機嫌のいい時、聞こうな事を話してみたら「お前は娯楽に来ているのだから、娯楽設備などいるか」と叱られ、余分を入れてくれない。

みんなで晝休みを楽しくすごしている話を見る事があつたが、いつになつたらこのように誰もが楽しく愉快に毎日の生活を送る事が出来るようになるだろう。一日も早く設備が実現するよう希望する。

う保護を次第に強化していつた手段には、工場監督官による工場の命令、児童の実年齢が証明書記載年齢より少いと信ずる理由がある場合の、その証明書の取消権、証明書様式の制定、医師の給料の裁定額の決定等があつた。

児童の労働時間を限定し、且つ教育的必要条件を児童の雇用に付した初期の工場法の規定の成果についてみると、これらの児童の雇用に及ぼす効果は、関係職業により相違することに興味がある。このような規定採用後、織物工場の雇用児童の数は絶えず増加した。ために他の工業的職業場の児童の雇用は著しく減少するか（織物工場および紡織工場並びに機械および金属製品・ゴム・紙・ガラス等の製造場で生起した如く、金属ストップ）するか（鉱山の場合の如く）のいずれかであつた。この傾向が起つた処では、一層高い肉体的能力と一層高度な技術の熟練が要求される仕事の分野の児童の雇用は制限条件下の使用者に不利益となつてきたという事実のためであるとみなされてきた。

年少者の労働時間が朝早くの始業から夜おそくの終業までの間、どの時間に働かせてもよいと決められている限り、労働時間制限の実施は非常にむずかしいことがわかつた。それでその後の法律は、法定の雇用時間を法定の労働時間に休憩時間および食事時間を加えたものに一層相当するようにした。年少者の労働時間の制限が使用者をして年少者の雇用を避けさせたという証拠はどこにもない。最近の公報によると、家族を一人以上の者に制限するのは、熟練労働者の供給を阻害することになるので、近視眼的政策であると使用者はみなしているようである。

児童および年少者の保護の法律施行に当る当局者についてみると、異つた部門の雇用を取扱うのには多数機関の協力の必要なことが明瞭になつた。例えば、次第に工場と同じようになつた作業所においては、工場監督官が児童労働規定の監視を最もよく実施し、特に極く小規模工場の登録に関し、監督官の業務は地方当局との協同により促進されたことが経験によつてわかつた。

児童労働の制限が就学規定に基く所大なるものがある農業および非工業的業務（商店・街頭労働等）の場合には、施行の権限は地方当局者、特にその就学検査官を通して主に活動している地方教育当局に付与されなければならなかつた。多数の小さな商店、農業および非工業的業務の多様な地方条件に鑑みて、地方教育当局に細則制定権限を与えて、法定基準を改めさせるか、一定限度内で地方の必要に適応せしめるように法律の規定を変更させるかによつて柔軟性が得られたのであつた。



# 職場生活二年間

★★

柴田辰雄
（仙台電報局勤務 十七歳）

私は中学校を卒業してすぐ就職し、二年余りになります。私は今まで「仕事を楽しいものに」とのモットーのもとに努力してきました。本当のところ、私は中学校時代から余り電気関係には興味がなく、又無知でした。今でもそれに近いのですが。……こんな私が通信という仕事に落着いたのですから皮肉なものです。それゆえ苦労もしました。

私はまず何より"好きではないが嫌いでもない"この仕事が好きになるよう努力しなければならないと考え、その為に立派なリード・オブ・マンとしての先輩と気の合う友達を得る事が必要と思い、その方に力を入れました。これには失敗もありました。局に勤めて二か月位過ぎて、「局に勤めての感想文」の募集があつたので、私も所信を書いて出しましたが、その中で「友達」について述べ、或る先輩の個人攻撃をしたことから、意外な批判を呼んだというような行き過ぎもありましたが、今では人と交際することの下手な私も、立派な先輩が見つかりました。そして仕事についても"ロード"をしてくれるので、仕事に対する親しみも倍加し楽しく、元気に働いております。

次に来たのは学力の問題です。私は中学校卒業なので、職場でひけ目を感ずるのは隠し切れません。私は一度決めたこの仕事を捨てる気は毛頭ありません。むしろ全力を尽して、又誇りをもつて精進して行くつもりです。そのためには常に高いものを求めなければなりませんし、そのチャンスもありましたが、それはいつも高校卒業程度以上の学力を必要とします。これが今私の直面している課題です。ここで私は一つの教訓を得ました。「人生は試験の連続であり、その試験に勝つ強い人にならねばならぬ」と。この難関を突破する為、去年夜学に入るべく準備して入試を待つたのですが、不幸母が急死したので、その夢は消えてしまいました。しかし、私は自己を信じ、チャンスを待ちました。ついにその時が来ました。それは一高の通信教育です。この五月私は一高の通信教育生として出発しました。そして今、高校卒業程度の学力を付けるべく勉強しています。

第三の問題は家庭の事です。私達通信をする者の勤務は全く複雑です。私の家族は父と弟と私と、全くの男三人の生活です。父は日雇、弟は小学三年と二人共時間的には普通の生活をしている中に、私が八番制という勤務なので、私は掃除やら洗濯やら家庭の事はいろいろ出来ます。但し、朝飯だけは父が起きて作つて下さいます。でも問題はこの辺にあるのです。つまり職務・家庭・勉学の三重生活が成り立つかということです。現にこんな生活をしている私を、果して世間の人が見たらどんな風に見るだろうと考えることが時たまあります。

地理的・文化的に県の中間に位置する原町には、"勉強なんか"という考えがまだ一部に根強く残つています。反面世間様は親切です。弟が一人つくねんと、父や私の帰りを待つている時、隣近所の人達が弟を親切に介抱してくれます。こんな時、母の死と可愛い弟の元気な姿を思い出します。このような世間に対する交際が僕には苦痛です。人一倍交際の下手な私には無理もありませんが、これは時期が解決するでしょう。でも今は随分上手になりました。

以上三つの事柄について述べましたが私の目標は、偉い役人になろうとか、有名人になろうとかいうのではなく、文明国としての日本の立派な国民になることです。つまり時代の進歩とともに歩むことのできる人間になることです。

私たちはまだ若く、修養期でもあり、又年頃でもあります。年頃だという事は人によつては危険な時期でもありましょう。但し私には一つの励みになります。というのは"立派な人間になつて立派なお嫁さんを貰うんだ"という考えに立つているからです。少し話は脱線しましたが私はこのように物事を考え、実行に移して来ました。

こんな考え方や方法について先生方の御意見をお願いいたします。

婦人のあゆみ(5)

# 参政権を獲得するまで

斉藤きえ

新婦人協会は短命に終りましたが、治安警察法第五条第二項修正運動成功の波に乗っていろいろな婦人団体が相前後して生れ、日本婦人界は漸く活況を呈してきました。即ち、

婦人連盟（新婦人協会の流れをくむ）

全関西婦人連合会（大阪朝日新聞をバックとする）

日本基督教婦人参政権協会（婦人矯風会関係）

覚醒会（賀川豊彦氏夫人を中心とする無産婦人団体）

赤瀾会（山川菊栄氏を中心に、社会主義的学生・職業婦人を糾合）

東京婦人市政研究会（目的を東京市の自治制研究に限定）

等々が生れ、更に大正十二年二月には、諸婦人団体の連絡機関として婦人参政同盟が生れました。

婦人参政同盟は発足早々、第四十六議会に対して、治安警察法第五条第一項の改正法律案（婦人の結社権要求）と婦人参政権要求の建議案提出の運動を行いました。両案とも審議未了となりましたが、これが日本歴史に於ける最初の婦人参政の要求運動で、松本君平氏の手を通じて行われたものでした。

ところで、この年の九月、関東大震災が起りました。これを機に東京市内四十余の婦人団体が打って一丸となり、「東京連合婦人会」の名の下に、震災後の救済に当り、任務終了後も、政治・経済・社会・教育・労働の五部門に分れて活動を続けました。

大正十三年から十四年にかけての第五十議会では、多年懸案の普通選挙法案が通過しましたが、これは日本の婦人界に新しい刺戟を与えました。いつの間にか「普選から婦選へ」の合言葉が生れ、日本の婦選運動もいよいよ本格的活動開始の運びに到りました。

即ち、日本基督教婦人参政権協会が、十三年十一月に、各種婦人団体に呼びかけて、大隈会館に「婦人団体議会運動懇談会」を開催したのがきっかけで、「婦人参政権獲得を唯一の目的とする」新らしい婦人団体が、翌十二月十三日を期して結成されたのでした。これが即ち婦人参政権獲得期成同盟会（後の婦選獲得同盟）で、会の性格は絶対中立、久布白落実、市川房枝、中沢美代の諸氏が中心でした。

婦選獲得同盟は、発足早々、第五十議会に対して、「婦選なくして真の普選なし」のスローガンの下に運動を開始し、以後、毎議会に、他の団体と協力、常にその中心勢力として、治安警察法改正（結社権要求）、婦人公民権（地方政治に参加する権利）、婦人参政権（国政に参加する権利）の三案提出を活溌に行いました。以下その概略を辿れば次の如くです。

第五十議会（大正十三年―十四年）
婦人参政権、婦人公民権の二建議案及び治警法改正案の内、婦人参政権建議案のみ衆議院通過

第五十一議会（大正十四年―十五年）
婦人参政権、婦人公民権の二建議案及び治警法改正案ともに衆議院通過

第五十二議会（大正十五年―昭和二年）
治警法改正案は委員附託、婦人参政権建議案、婦人公民権改正法律案とも衆議院可決

第五十四議会（昭和二年―三年）
三案とも法律案として提出、治警案のみ委員会通過

第五十五議会（昭和三年四月）
民政、政友両派は別々に三案提出、又、無産派は婦選を含む徹底普選案として提出

第五十六議会（昭和三年―四年）
与党たる政友会の政務調査会総会では婦人公民権案提出を承認、行政調査会も之を可決。民政党も婦選案、治警法案を提出。

かくて婦人公民権案は議員過半数の賛成の下に提出されるに到ったが、政府側の切崩し策にあって結局否決となったので都下十三婦人団体は婦選請願三万二千名を提出した。また婦選獲得同盟は否決の翌日、次の如き黒ワクの案内状を各方面に送った。

> 謹啓予て一方ならぬ御配慮に預り居り候婦人公民権案の儀は、遺憾乍ら昨三月五日午後六時衆議院本会議に於て否決の悲運に逢着仕候全力を挙げての戦ひに惨敗せる今は一同涙を呑んで一に向後の奮戦を決心致し居る次第に従来の御同情を感謝すると共に将来の御声援を御願し奉候次第に御座候
>
> 昭和四年三月六日　東京市麹町区麹町四の五
>
> 婦選獲得同盟



第五十八議会（昭和五年）

政友・民政両派より婦人公民権案提出、衆議院通過。貴族院では審議未了となったが、とにかく婦人公民権が、衆議院を通過した事は特筆に値する。

婦選獲得同盟は、この年の四月、日本青年会館に第一回全日本婦選大会を開いて第五十八議会へのデモンストレーションを敢行。

尚、この婦選大会は、その後他団体の協力を得て、昭和十五年の第七回婦選大会まで、毎年一回（但し二・二六事件の年を除く）議会開会中に開かれた。

第五十九議会（昭和五年―六年）

政府提出の治警改正案は衆議院可決、貴族院で審議未了。政府提出婦人公民権案は衆議院通過、貴族院では委員会可決、本会議で否決。

因にこの政府提出の婦人公民権案は、市町村のみの公民権（道・府県を含まず）で、資格年齢二十五歳、居住制限一か年の制限つき、更にその上、「妻の立候補の場合は夫の許可を要す」という特別制限つきのものであったので、婦人団体側は「制限つきの婦人公民権など真平ごめん」とあくまで完全公民権を要求して、制限公民権通過阻止の反対運動を展開した。

かくて第五十九議会も、又「婦選」に利なくして終りました。しかし、たとえ不完全なものにしろ、政府自身が婦人公民権案を提出するに到った事実は、一般の婦選熱を喚起し、「次期議会にこそ」の期待は強まって行くかにみえました。

しかしながら、この年の九月十八日に満洲事変が勃発しました。事変は刻々に拡大して、支那事変から太平洋戦争へと拡大され、それに歩調を合わせてはびこり始めたファッショの思想は、議会政治の凋落を促し、一切の自由主義運動を覆滅し去ったのでした。婦選運動も例外ではあり得ず、昭和十五年九月には、運動の主流として活躍してきた婦選獲得同盟は解散し、ここに日本の婦選運動は、暗転のまま幕をとじたのでありました。

×　×

終戦と同時に局面は一転しました。日本が降伏の条件として受諾したポツダム宣言の忠実な履行こそが日本の往くべき唯一の道標となりました。しかもポツダム宣言の基調は民主主義にあり、政治・経済・社会・文化等あらゆる面における婦人の徹底的な解放が要求されましたので、婦人参政権賦与の声が男女を問わず有識者の間から期せずしてあげられました。

しかしながら、終戦直後の国政を担当した東久邇総理大臣は、婦人参政権について何らの見識を示さず、又、副総理格の近衛国務相は、「婦人に参政権を与える事は政治を保守的にする」といって反対しました。この近衛声明に対して、婦人側から反撃の声があがったのは当然でありました。

ところで続く幣原内閣に対しては、二十年十月十一日、マッカーサー司令部から「ポツダム宣言によって日本国民が数世紀に亘って隷属せられてきた伝統的社会秩序が矯正される事を期待する」旨の覚書が発せられ、その具体的方策五項の内の第一項に「選挙権賦与による日本婦人の解放」があげられていました。そしてこれを機に世論は急速に婦選実現へと傾きました。

この間、婦人団体としては、市川房枝氏を中心に新日本婦人同盟（今の日本婦人有権者同盟）が生れ、婦人参政権の獲得要求運動に併せて婦人の政治啓蒙に乗り出しました。

又、この頃治安警察法が消滅しました。これによって婦人は四十八年振りに政党加入の自由を得、相前後して生れた諸政党に党員として参加し、婦人部がつくられました。

かくて、マ司令部の示唆と世論に促されて幣原内閣は、第八十九臨時議会の劈頭、婦人参政権を含む衆議院議員選挙法中改正法律案を提出しました。

議会における婦人参政権の論議は低調でした。議員の中には「婦人参政権に反対ではない」と前置きしつつも、「婦人参政権が夫唱婦随の我国古来の家族制度の美風を破壊する事なきや」と駄目をおす議員もありました。又、婦人に対する民法・刑法上の取り扱いについての質問を受けて立った岩田法相は、「政治上の男女同権が確立されても、民法・刑法上の規定は変えない」といった珍答弁をして、自らの不見識を暴露したりしました。

とまれ、婦人参政権案を含む衆議院議員選挙法中改正法律案は、政府の原案通り貴衆両院を通過し、十二月十七日法律として公布されました。満二十歳以上の婦人が選挙権を、二十五歳以上の婦人が被選挙権を、男子と同等に与えられて、二十一年四月十日の歴史的選挙を迎えました。この日の婦人有権者数は、男子を凌ぐ事二百七十万人、二千九十一万七千五百九十三人を数え、この内の六割五分が最初の一票を行使したわけですが、婦選の恩人市川房枝氏が、手続きもれで棄権のやむなきに到った事は、運命の皮肉ともいえましょう。

又、この選挙での婦人の候補者は七十八名、内三十九名が議席を獲得しました。

（婦人有権者同盟会長）

（お断り）前号掲載の「婦人労働運動のあゆみ」はもう一回継続する予定ですが、筆者の御都合で一回休み、次号に続けることになりました。

（編集部）

# 耳できいたＩＬＯ

富田展子

「私は持つ、光栄を、宣言する、開会を、アジア地域会議の、ＩＬＯの開かれる東京で。」

—これは I have the honor declare the opening of the Asian Regional Conference of ILO held at Tokyo" という簡単な英語を、単語の順に訳したものだが、(てにをははすでにしかるべくおきかえてある)これでは勿論日本語とは云えない。

「私は東京で開かれるＩＬＯのアジア地域会議の開会を宣言する光栄を持つ」と単語の順序を全く代えて云わなくては通じない。

およそ私達が英語を日本語に翻訳する場合、又その反対の場合には、いつでもこのように単語の順序を代えて文を組み立てなくてはならないが、そればかりでなく、元来語源的に何のつながりもない。文概念規定の異る両国語の間から、なるべく似通つた言葉を探し出すという面倒な操作をしているのである。従つてその操作のための時間を設けずに、話しの進行と同時に「即時通訳」しようとすることは全く不可能に近い。この点ヨーロッパ語の間では事情が違う。例えば前にあげた英文をフランス語になおす場合、単語の順序は全く同じであるし、その上、光栄、宣言、地域、会議等の語は殆ど同じ言葉なのであるから、一語々々機械的におきかえて行けば即時通訳も可能なのである。ところで、この英語を日本語に即時通訳するというのが、今回のＩＬＯの会議で私がひきうける羽目におちいつた役目なのである。

東京会館の広壮な会議場の奥に三つ設けられた、公衆電話のボックスのようなブースの一つに、O氏K氏と共にレシーヴァーを耳にして目白おしに陣どる。目の前には会場のイヤフォーンへ通じるマイクの外に、各放送局のマイクがずらりと並んでいる。一番奥なので、ガラスの窓からは議長席のあたりしか見えない。隣りのブースは日本語を英語になおす所で、松岡洋子さんが受け持ち（ただし日本語の発言は会期を通じて数回しか行われなかつた）、その向うはＩＬＯ事務局から来た二人の通訳専門家で、英仏間の翻訳を機関銃のような早さでやる。

会議場で行われる発言はすべて原稿が前以て入手できるという話しだつたのが、一向に入手できない。できても話しの始まる数分前である。そこで耳で英語を聞き、目で原稿を追い、頭で適当な日本語を探して間髪をいれずに口からはき出すという、弘法大師的作業の連続となる。原稿のない話は、一区切りずつ聞いては一人が訳し、その間次の人が聞くという交代制を考案した。ところがレシーヴァーをかけているからお互いの声は聞えないので、同じことを二度訳したり、ある部分をとばしたりすることもおきる。発言者の早口について行けないで、「只今M氏の結論をのべています。」とやつて、実況放送のようだと新聞で叩かれる。

その上厄介なことに、出席者の大部分が東南アジア諸国からであつて、その英語が実に恐るべきものなのである。Wage（賃金）という一語にしても、ワイジ、ワージュ、ウイジと少くとも三つの異る発音がある。これが我々の英語におけるウェイジのことであると直ちに分るようになるには数日を要する。LとR、BとVの区別も怪しい。しかも極めて雄弁である。会期の始めのある日、印度の代表が「アジアの最も大きな問題の一つはリバーの多すぎることである。」という。River なら川であり、Liver なら肝臓である。——川が氾濫して困るというのだろうか、それとも人間ということをしやれて肝というのだろうか。日本でも肝が坐るとか何とか云うから"——（勿論、これは一瞬の間に考えるわけである）結局「人口が多すぎる」とやつてのけた。後の話しと辻褄が合つていてほつとしたが、しかしそのリバーがレイバー即ち労働力であると気がついたのは閉会した後であつた。そういうすさまじい英語にもなれ、どうやら即時的通訳ができるようになつた頃には二週間の会期は終りかけていた。

全神経を耳に集め、頭の回転速度を平常の数倍に早めるとの仕事は、冷汗の量だけでも大変なものであつたが、しかし問題は、私個人の苦労話で終りではない。今後ますます多くの国際会議が行われようとする時、そして日本語とヨーロッパ語との間の即時通訳は非常に困難なことが明らかである時、この言葉の問題をどう解決したらよいのであろうか。

アジア語を国際会議の正式用語にしたいという要望が会議中にも出た。しかしそれでは何語にしようというのか。それぞれの国がその国語を使うのでは、出席者に数倍する通訳陣を以てしても間に合わない。

とにかくこのままでは日本にとつて非常に大きなハンディキャップである。これを克服するための真剣な現実的な方策が速やかにたてられなくてはならない。もつともその前に、先ず日本人同志の間で云いたいことをはつきり云える習慣や、それを阻げない社会を作ることが大切かも知れない。



# 生活水準と知能との関係

—労働科学研究所調査—

知能のよしあしは、遺伝に支配されるといわれますが、また「貧すれば鈍する」という諺によるまでもなく、環境条件とも関係があることは早くより気づかれていました。しかし科学的な解明はまだ程遠いようです。

ここに紹介するのは、この問題を生活水準の高低と、知能との関連において捉えたもので、厚生省が労働科学研究所に委託して行つた、「最低生活費の調査」の一部分です。この調査は、最低生活費の水準を見出そうとするもので、その要領が発表されましたが、本報告は、追つて公表されるはずです。

## 1. 貧困は遺伝をくずして行く

東京都に住む主婦約三百名と、児童約二百名に対して、昨年十、十一月に行つた知能検査の結果をみると、生活保護をうけている世帯と、うけていない一般勤労世帯とでは、母親同志の知能の高さにほとんどちがいがないのに、子供の代になると、被保護世帯の児童は、一般世帯の児童よりも知能が低いことがわかつた。すなわち、母及び子の平均知能指数（註一）は次のとおりであつた。

| | 母 | 子 |
|---|---|---|
| 一般勤労世帯 | 九五・二 | 一〇五・三 |
| 被保護世帯 | 九四・五 | 九八・六 |
| 差 | 〇・七 | 六・七 |

このことは、後にも述べるように母と子の知能の間の関係が意外にうすいこととともに、今日の社会の変動と貧困とが、遺伝をくずす働きをしているためと考えられている。

## 2. 遺伝した知能をもちこたえるには、最低どの位の生活費がかかるか

生活保護をうけているか否かの別より一層くわしく、一か月にかかる生活費の高によつて世帯を分け、それぞれに属する母子の知能を見ることとする。しかし厳密にいえば、世帯員の数、男女別、年齢別などによつて必要な生活費の額がちがうわけであるから、収入のひとしい二つの世帯も、一概に同じ程度の生活をしているとはいえない。そこで、飲食物費でいえば、事務などのかるい仕事についている大人の男を一〇〇とすれば主婦は八〇、乳児は二五というように重みをつけて、一世帯の生活費をわり、消費単位当り（つまり上記の一〇〇についての）生活費を出し、これによつて世帯の生活程度を代表させるのが普通である。（註二）こうして、調査対象を消費単位当り生活水準一千円台のクラスから、二千円台、三千円台、……、一万円以上のクラスまで千円ずつに区切り（但し、八、九千円台を一つ、一万円以上を一つのクラスにする）、九つのクラスに分けた。各クラスの主婦の知能を比べると、

(1) 親から遺伝した知能を維持するには、最低、消費単位当り六千円の生活費が必要ではないであろうか

(2) もしこれが四千円にみたないと、知能に著しく悪影響を与えるのではないであろうか

という二つのことが考えられた。第1図をみると、生活費の高まるにつれて、知能指数もみごとに昇り、両者の関係の深いことを示すが、生活費が六千円をこえると、知能指数は生活費の上昇にほとんど影響されず横ばい状態になる。したがつて、生得の知能を発展させるには少なくとも六千円の生活費が必要であることが示されている。また、主婦全体の平均知能指数一〇〇の線は、生活費四千円と五千円の間にあり、特に四千円以下では著しく知能が劣つている。

しかし、これは逆に、知能の高い者に金持と結婚する率が多いことにもよるのではないかと疑えるので、そうした社会的な影響の少ない、子供について、生活費水準六千円以下と六千円以上とに分けて、知能指数をみると、前者では一〇三・七、後者では一〇九・〇であつて、五・三の差があり、やはり六千円がひとつの境界になつていることがわかり、また四千円以下では、全児童の平均以下におちていることもわかつた。なおこれらの子供の母親についても、知能指数は六千円以下九五・六、六千円以上一〇六・二で一〇・六の差がある。

第1図　消費単位当り生活水準と主婦の知能指数（I. Q.）

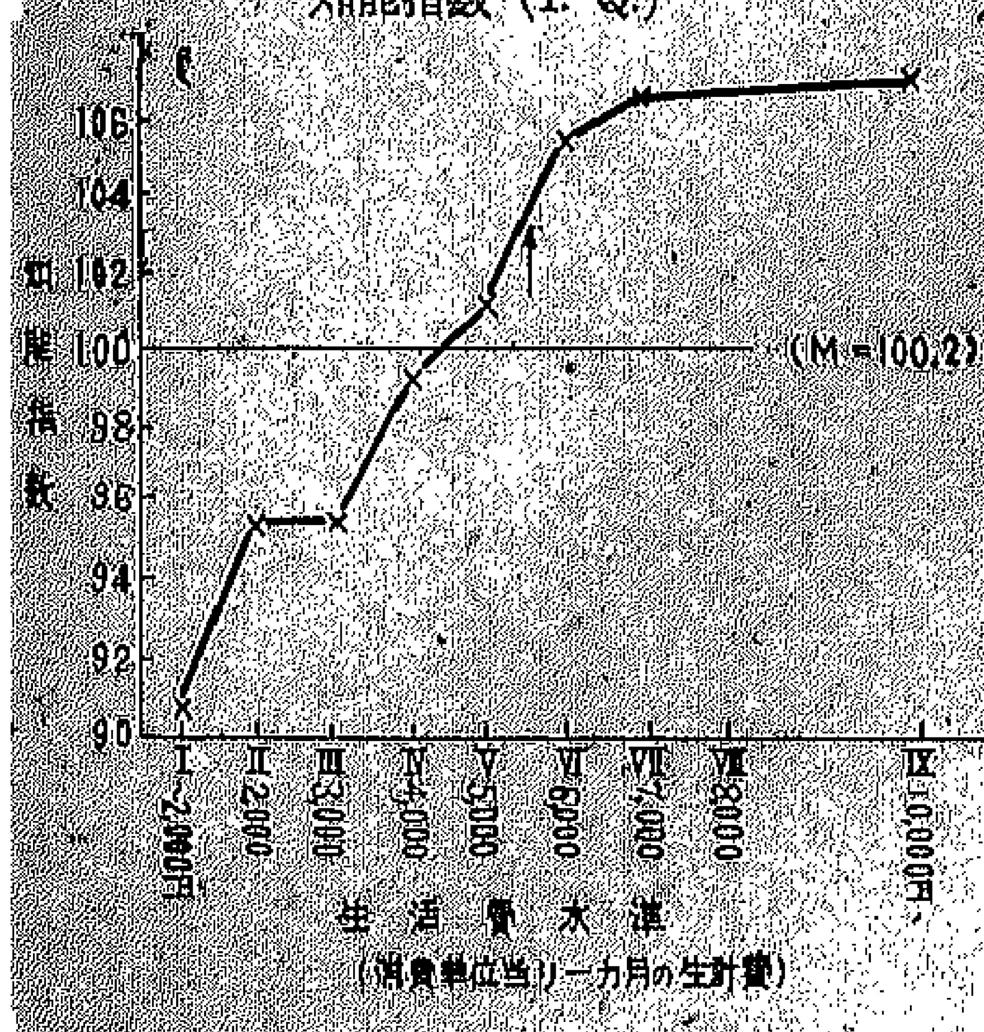

第2図　生活と母子のI.Q.関係

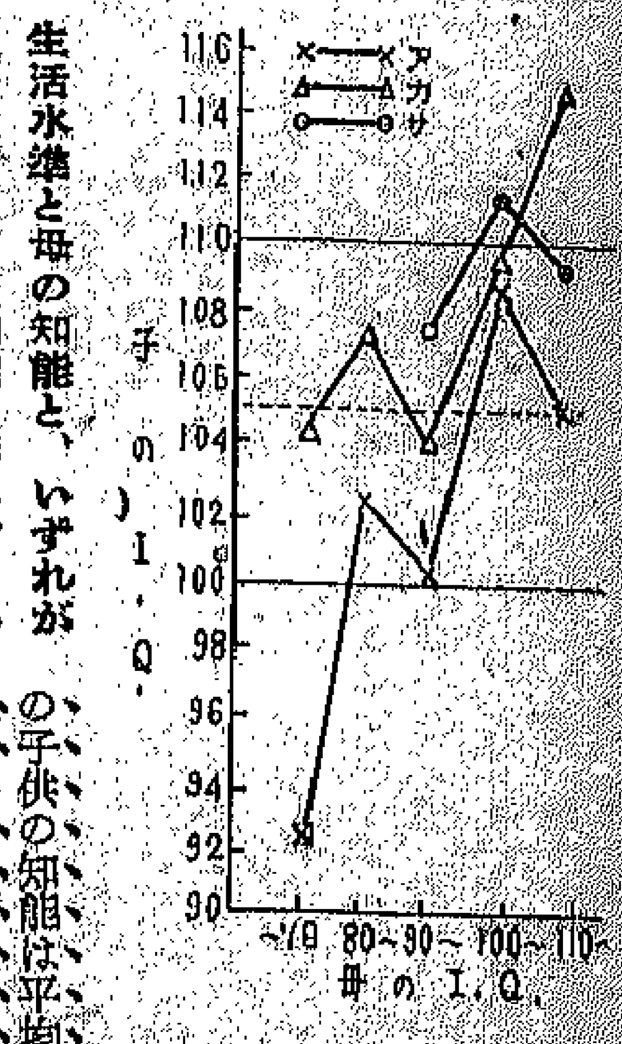


**3. 生活水準と母の知能と、いずれがより強く子供の知能に影響するか**

これを把握するため、上記の四千円と六千円を境界として、〔ア〕＝四千円未満のグループ（貧困層と考えてよい）〔カ〕＝四千円以上六千五百円未満のグループ（中流層と考えてよい、資料の関係で六千円で区切らない）、〔サ〕＝六千五百円以上のグループに三分し、それぞれの母子の知能を比べる。（第2図）

母の知能が子に遺伝するならば、知能の高い母親の子はやはり知能が高いはずで、ここでも全体としてこの傾向が示されている。しかし、一方では、四千円未満のグループより、四千円―六千五百円未満の第二の層の方が、全般的に知能がすぐれているという、階層別の相異があらわれている。特に注目すべきは、貧困な四千円未満層では、母親の知能が著しく低い場合、子供の知能も著しく低いというだけでなく、母親の知能が高くても、子供の知能は、貧乏に足を掴かれて平均水準（一〇五）附近までしか上昇しない。これに反して、中流の四千円―六千五百円の層では、母の知能が低くても、子の知能はほとんど平均水準より下らず、知能の高い母をもつ子の知能は著しく高い。云いかえれば、母親の知能のよしあしに拘らず、貧困な階層の子供の知能は平均水準以上にはなりにくく、中流に属するなら、たとえ母親の知能が低くても、子供の知能は平均水準以下に下ることはまれであるといえる。

ところが、別な観点からは、子供の知能が遺伝や生活水準の影響を被つて、平均化しようとしている傾向……母親どうしの間にみられるほど、生活水準のちがいが著しくない傾向にあるといえる。子供の知能が母親よりどの位高く（或いは低く）なつているかの知能差（△）をみると、全般的に、貧困な層では、母よりも子の方が知能が高くなる傾向があり、中流以上の層はこれと反対に、母よりも子の知能が低くなる傾向がある。知能差とは、子の知能指数から、母の知能指数に10を加えたものを減じて得られるもので、この値のプラスになるほど、子が母よりも相対的に高い知能を持つていることを示す。第8図では、貧困層に、0から10までの間の知能差をもつ母子が最も多いこと、また、中流以上の層に、-10から-20までのものが最も多いことが示されている。

第3図　生活費階層別にみた△の分布

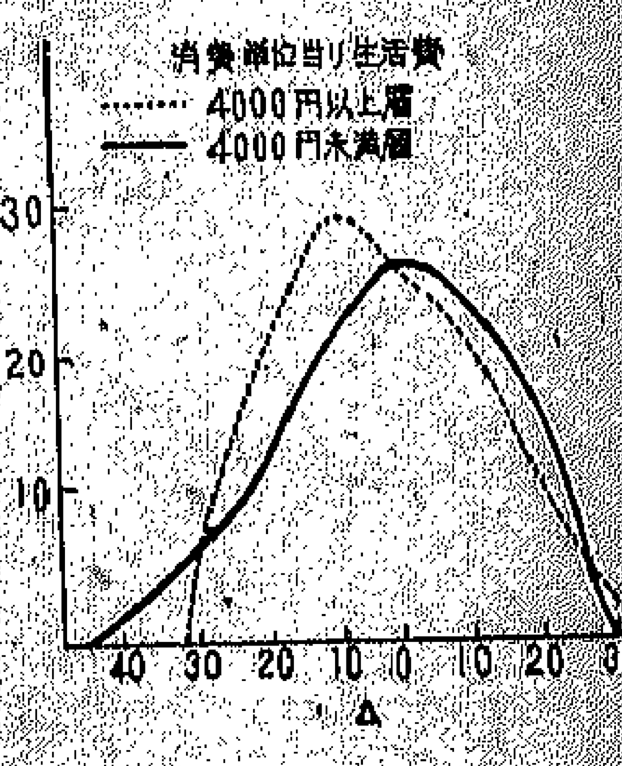


しかも、同じ第8図では、貧困層に、著しくマイナスの値の高い子供、すなわち、母に比べて非常に知能の劣る子供のいることが知られ、子供の知能の平均化傾向の中にも、やはり生活水準による差異があることを見逃せない。

以上のように、母子の知能と、生活水準の関係が種々の面から検討されたが、母の知能（遺伝）と生活水準とは、どちらがより強く子の知能に影響するであろうか。母と子の知能の間には、+〇・三三の相関（註三）がみられ、これに対して、生活水準と知能の間には母については+〇・三八、子については+〇・二六の相関がみられる。遺伝も生活水準も、ともに子の知能に影響するが、よりつよく働くのは生活水準であると解せられ、意外に遺伝の力の現れの弱い点に、今日の時代の変動ぶりが現れている。

**4. 生活費とよみかき能力**

よみかき能力検査の結果について、被保護世帯と、一般世帯とを比べると、母親間では知能の場合と同様大差ないが、子供の場合は、知能が同じ程度でも、被保護世帯の子供は、著しくよみかき能力が劣り、しかも知能の程度のひくいほど、その差が大きくなつている（第4図）。さらに、母の知能が同一水準でも、貧困世帯の児童の知能は一般に低いことを見たが、ここでまた同じ知能水準でも、被保護児童のよみかき能力が劣つていることは、貧乏が人間の適応能力をますます萎縮させることを物語つている。

第4図　母子別・世帯別にみた知能段階別の平均よみかき能力

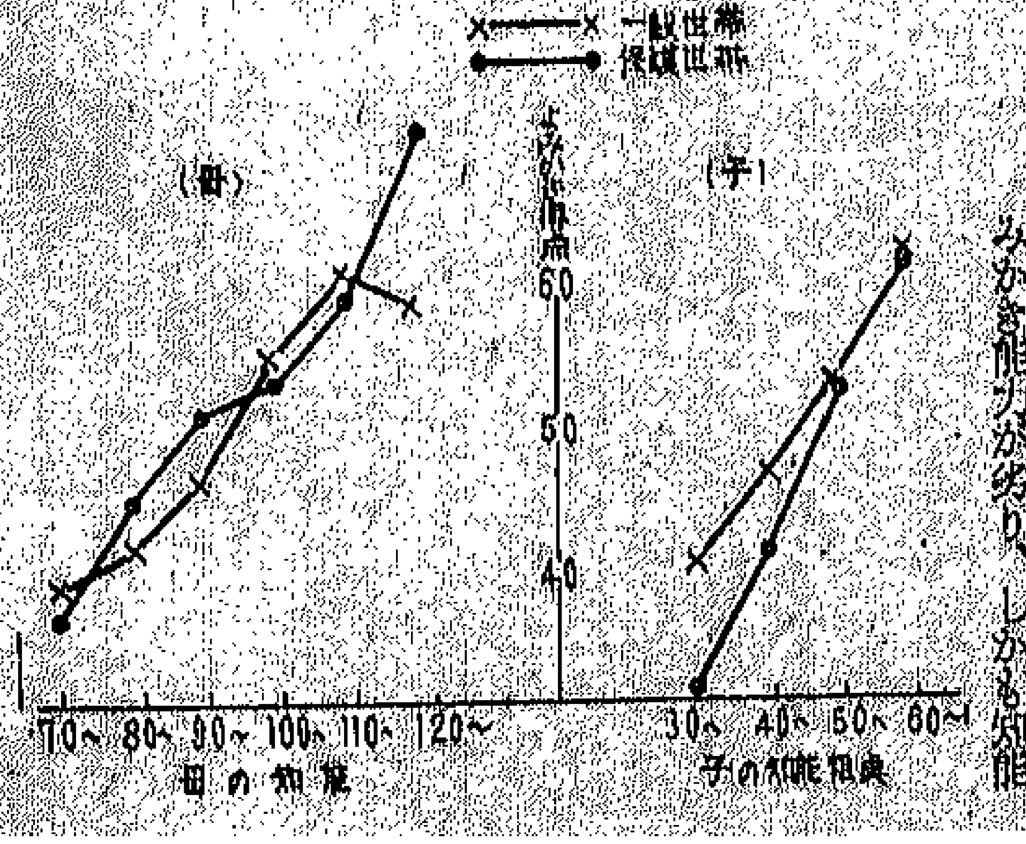




**5. 総括**

以上の結果から、知能に関しては、消費単位当り生活費が少なくとも六千円なければ、本来の素質をのばすことはできず、これが四千円以下になれば、たとえ母の知能がふつうでも、子の知能が著しく劣るということが知られた。一概に、「貧乏だから知能が低い」とはいえないが、ことに精神のはたらきの固まつた成人と異なり、精神発達の途中にある子供時代には、環境が大きな働きをもつことは否定できない。したがつて、生活水準と母の知能といずれが子供の知能に強く作用するかはともかくとしても、両者がともに働きあい、貧困児童の低い知能を生んでいる現代の社会の現実はくみとることができる。

なおこの調査では、知能ばかりでなく体格・体力・栄養などの身体状況、衣食住ならびに文化的生活などについてもとりあげており、それらを総合すると、生活費水準と身心の状態との強い関係がみられ、生活内容も生活費水準によつて決定的な影響をうけることが把握され、「健康にして文化的な最低限度の生活」を営むには、少なくとも消費単位当り生活費六千円を要すること、また生活費四千円は、最低生存線―生死の境目であることが結論された。このことは、生活保護基準や最低賃金をきめる際に重要な意味をもつが、昨年九月、東京都の勤労者世帯の平均はすでに七千円を下廻り、約五千四百円であつておそらく水準以上の世帯は約二割にすぎず、また四分の一以上は飢餓的な生活状態にあるものと推測されていることは多くの問題を含んでいる。

消費単位表　（労働科学研究所）

**A. 飲食物費の消費単位**

| | | 消費単位 男 | 消費単位 女 |
|---|---|---|---|
| 乳児 | | 25 | 25 |
| 1～3歳 | | 50 | 40 |
| 4～6歳 | | 60 | 55 |
| 小学1～3年 | | 65 | 60 |
| 〃 4～6年 | | 70 | 65 |
| 中学 | | 70 | 80 |
| 六〇才未満 | 軽作業以下* | 100 | **80 |
| | 中等作業 | 115 | 95 |
| | 重作業 | 135 | |
| | 激作業 | 150 | |
| 六〇才以上 | 軽作業以下 | 85 | 65 |
| | 中等作業 | 105 | 80 |
| | 重作業 | 125 | |
| | 激作業 | 140 | |

註　* 男子の場合は消費熱量 2200～2250 cal
** 主婦を含む

**B. その他の生活費の消費単位**

| | | 消費単位 |
|---|---|---|
| 夫 | | 100 |
| 妻 | | 70 |
| 中学 | | 80 |
| 小学4～6 | | 50 |
| 小学1～3 | | 45 |
| 4～6才 | | 40 |
| 1～3才 | | 40 |
| 乳児 | | 30 |
| 学生男女 | 高校生 | 90 |
| | 大学生 | 100 |
| 未婚男女労働者 | 生計中心者 | 100 |
| | そうでない者 | 110 |
| 60才以上の男 | 勤務もつもの | 100 |
| | 勤務なきもの | 80 |
| 60才以上の女 | | 60 |
| 勤務をもつ妻 | | 90 |
| 就労しない未婚者 | | 90 |

註一　知能指数＝知能測定上個人の成績を表わす指標として用いられる。

$$知能指数＝\frac{精神年齢}{暦年齢}\times100$$

で示される。精神年齢が暦年齢と一致すれば、知能指数は一〇〇で、大体平均知能であり、これが大きいほど知能の高いことを意味する。

註二　消費単位の算出には各種の方法があるが、この調査では、労働科学研究所の方式により、上表の飲食物費、その他の生活費の消費単位を総合してきめている。

註三　相関＝二つの変数の間に一方の値が変化すれば他方の値も変化するという関係があるとき、その二変数の間に相関関係があるという。その割合をこのような数字で示す。その値が1に近いほどこの相関の度合が高く、0に近いほどこれの低いことを意味する。

## ★婦人の職業意識をたかめるには

――婦人労働課懇談会より――

第三回の「婦人の職業意識を高める運動」を推進するため、十月二十八日労働省に文部省・労働者・東京都教育庁・公共職業安定所・中学・高校等の関係者が集つて、懇談会を開いた。まず谷野課長から前二回のこの運動の結果についての報告があり、懇談に入つた。

文部省社会課教育職業について腰かけ的な考えに立つている婦人を対象として啓蒙するにはどうすればよいか。

谷野　現在では一般に少くとも結婚して出産するまで働くというように変つてきている。これは経済的必要性にもよるが、二十三、四歳になると男子と同じような職業意識を持つようになつてきている。

文部省職業教育課　日本の婦人が職業という言葉をきらつて、職業科を生活科といわなければ承知しないというような点を改める必要がある。

教育庁指導部　高校の職業コースよりリベラルコースに進むものが圧倒的に多い女子に対しての啓蒙について、学校長がもつと積極的になること。また進学準備のためだけでなく、就職のためにももつと支出すること。

ＹＷＣＡ　職業意識をたかめることについての考え方が、使用者と被使用者とでちがつているのではないか。宴会でお酌をする人の方が上役からよく雇われたりする。

一橋高校（川崎）　どのコースでも一年から職業指導をしておいたら、卒業期になつて思うやうな方向に進めないというような悩みが少くなるのではないか。一流のところへ就職するには女らしいものばかり勉強してもだめで、解析や職場の英語などが必要である。女子就職者は七〇%で就職を流行のように

（次頁下段へ続く）

資料室

職業安定所をとおしてみた

# 女子中学・高校卒業者の就職状況

## ―求職者の上廻る書記的職業―

今年の三月に、中学校・高等学校の女子卒業者で、就職を希望した人たちはどのような職業についたでしょうか。今年度の卒業者の卒業後の状況はまだ公表されていませんが、昨年の例から見て、女子卒業者の四割から五割が就職したものと思われます。この中で、＊今年の上半期（一月～六月）に、全国の公共職業安定所で取扱つた新規女子中学卒業者の職業紹介は、新規求人数約十六万四千、新規求職申込件数約十四万五千、就職者数約十万九千となつており、求職が求人よりも少くなつています。これは中学卒業者だけに見られる傾向です。女子中学卒業生の就職状況は男子よりも少しよくなつており、求職申込者の四分の三が就職しています。

女子学卒者の求人傾向（%）（1958年1月～6月）

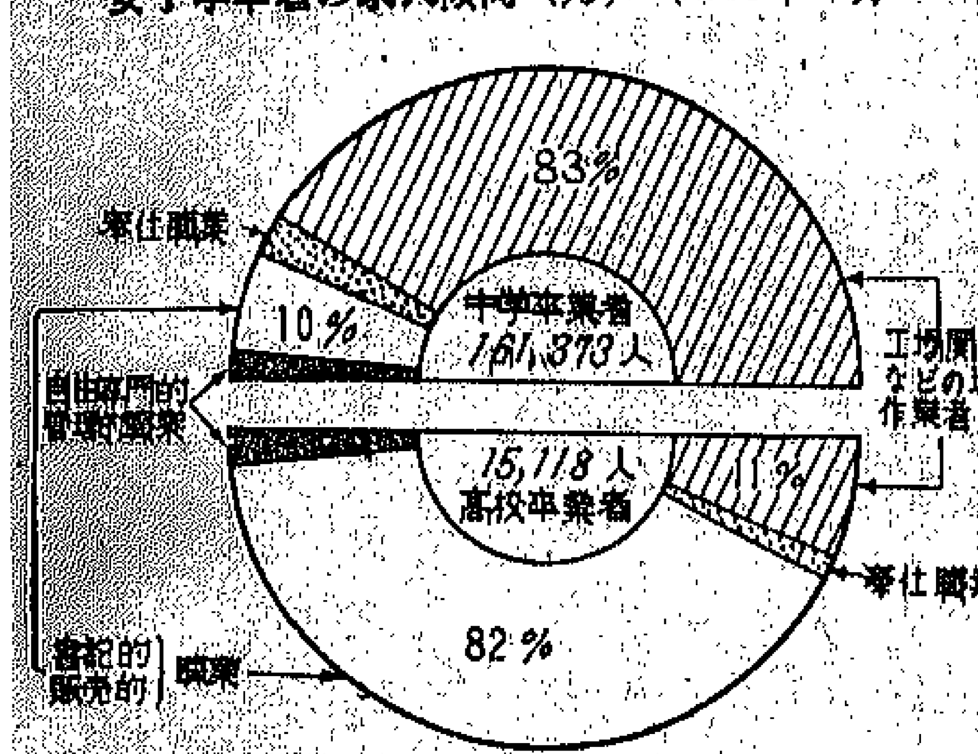


労働省職業安定局調

（註）＊労働統計調査部労働異動調査結果報告によれば、昨年下半期（七月～十二月）の女子新規採用について、その就職の経路を見ると、安定所を経たものは三分の一で（男子は五分の一）、縁故採用・直接募集・学校紹介・新聞広告・街路募集等によるものが相当の割合を占めています。

女子中学卒業者の求人は、工場関係などの現場作業者が最も多く（七五%）、その中でも紡織業や紡織品の仕立加工等の生産工程に従事するものが圧倒的に多くなつています。ところがこの職業につくことを希望している女子は求人の約八割となつています。一方、書記的販売的職業につきたいと申込んでいる女子は、求人の一・七倍となつています。つまりこの書記的販売的職業だけが女子中学卒業者の中で、求職が求人を上廻つているわけです。これは女子だけに見られる傾向で、男子はむしろ求人よりも求職が少くなつています。

一方、今年度（三月）の女子高校卒業者の職業紹介についてみると、新規求人数約一万五千、新規求職申込件数約二万七千、就職者数約一万一千で、中学卒業者とは反対に、求人よりも求職がはるかに多くなつています。女子高校卒業者は男子に比べると、求人と求職のアンバランスが大きく、したがつて、求職申込をした人の中で就職したものは約四割で、男子よりも幾分少くなつています。

女子高校卒業者の求人は、中学卒業者とちがつて、その約八割は書記的販売的職業で、工場関係などの現場作業者の求人は約一割にすぎません。書記的販売的職業の求人数は、中学卒業者が約一万七千、高校卒業者が約一万二千で、前者の七割は販売的及び類似職業で、後者の七割は書記的及び類似職業となつており、学歴によつて求人傾向がちがつています。女子高校卒業者の求職申込者の約九割までが、この書記的及び類似職業を希望しているために求人とのアンバランスがはげしく、求職は求人の二・二倍となつています。つまり、女子高校卒業者の求人と求職のアンバランスは、この書記的及び類似職業に集中しているわけで、自由専門的職業、販売的及び類似職業、接客職業、鉱業、運輸業、製造業等の現場作業者等は、わずかですが、求人よりも求職申込件数が少くなつています。

高校卒業者の求職申込が書記的及び類似職業に集中する傾向は、女子ほどはげしくありませんが、男子にも見られます。この点は中学卒業者とちがつています。この書記的及び類似職業の高校卒業者の求人数は、男女ほぼ同数ですが（女九〇六五、男八、九〇六）、就職者は女子がかなり多くなつていることが注目されます（女子六、六九一、男子五、〇〇七）。

家事使用人や、旅館・料理屋の女中等はかなり女子の多い職業なのですが、職業安定所を経ての新規女子卒業者の求人、求職はごくわずかです。これらサービス職業の求人、求職は、その大部分が女子中学卒となつています。

おわりに、参考までに一般婦人の職業紹介を述べておきましょう。今年の上半期に全国の公共職業安定所で取扱つた新規求人数約五十四万、新規求職申込件数約八十万、就職件数約三十八万となつています。求職申込をした女子は求人の一・五倍ですが、その約五割が就職しています。就職者の中にも男子に比べると、女子の方が少し雇われやすくなつています（男子就職率は求職の四三%）。

新規卒業者と一般婦人の職業別求人求職傾向を比べてみると、前者では上述のように、求人と求職のアンバランスは主として書記的販売的職業にみられ、その他は、求職の方が求人より少い傾向がありましたが、後者は工場関係などの現場作業者を除いてすべて求職が求人をかなり上廻つています。一般女子の求職申込の最も多いものは、やはり、書記的販売的職業で、求人の三・四倍となつており、競争率も他の職業よりはげしくなつています。

奉仕職業は、新規卒業者よりも一般女子の方が、求人・求職件数は多く、それらの総数に占める割合は一割五分から二割となつています。



# インドおよびインドの婦人について

去る九月二十七日に印度から親善使節として三人の婦人議員が来朝された機会に印度及び印度の婦人について、手に入つた資料によつて紹介いたします。

## 一、インドについて

インドはアジア大陸からインド洋に向つて巨大な楔を打ちこんだような形の亜大陸で、その総面積は三、一六二、〇〇〇平方キロ、アメリカの約二・五分の一、日本の約十倍にあたる。気候は、北部の高原地帯を除けば概して熱帯性で、土地の十三％を占める森林には、シュロ・なつめ・白檀・チークなどの熱帯性樹木が繁茂している。

人口は約三億六千万で年々五百万人以上増加している。

人口の約八〇％は農業に従事し主として米と綿をつくつている。綿の生産額は世界中で米国に次ぎ、殊にジュート（黄麻といわれる。麻袋の原料）の生産は事実上世界唯一の生産国といつてよい。鉄、石炭、その他の産出も相当あるが、現在の段階では、インドは農産国という事が出来よう。住民の大部分は印度教を信じ、回教徒との深刻な確執の結果、回教徒によるパキスタンと分裂した事は周知の通りである。

インドは長い間イギリス帝国の植民地として統治権を許されず、国王を代表するイギリス人総督の絶対の権力下にあつた（一九三九年に新インド統治法が制定されて、インドは連邦となり、上院、下院の立法機関を持つ一種の責任制度がとれるようになり、総督の権力は制限を受ける事になつた。とはいえ総督は外交、国防、宗務を専管事項とし、それ以外についても独自の判断及び自由裁量を行使し得る権力をもつていた）。第二次世界大戦後一九四七年八月十五日、インドはその長い独立運動に終止符を打つて共和制連邦国として独立し、近代国家としての第一歩をふみ出した。中央政府は各州より選出された代議士よりなる下院と上院よりなつていて、大統領は両院議員により選出され、任期は五カ年である。大統領は首相及び閣僚を任命する。地方は各州に分れ、夫々州政府を持ち知事は公選による。現在インドは旧英領インドであつた州が九、旧インド王侯国であつた州が九、旧弁務庁官管轄下にあつた州が一〇、その他アンダマン及びニコバル島よりなる州が一つ、計三八の州からなつていて、各州知事を選出する他中央へ代議士を送つている。上院議員は、大統領が指名する十二名の議員及び二三八名以下の州代議士よりなり、任期は六年、下院は五〇〇名以下の州代議士を以て構成し、任期は五年である。その中、婦人議員は上、下院あわせて二三名、地方議会に二〇〇名選出されている。

## 二、婦人の地位について

第二次世界大戦以後、政治的或は経済的な面に於けるインドの進出は目覚ましく、殊にその中立的立場からの発言は二つに分れて対立する世界の人々に非常に注目されている。インドの婦人の世界的進出も亦著しく、優秀な婦人が多く国際連合その他の国際機関で活躍している。ネール首相の妹パンディット夫人は現在国連総会議長であるし、上・下院議員、地方議員に選出された婦人も数多い。現在の保健大臣は婦人であるし、その他次官に任命されている婦人もいる。この様に一見インドの婦人は文化の程度が高く、社会的な地位が高いように見えるけれども、やはり婦人は極く一部分の人々であつて、大部分の婦人は教育も満足にうけていない人々が多い。例えば、最近のユネスコの報告によれば、一九三〇年現在で一〇歳以上の女子の九八％は文盲であつた（男子は八五％）。即ち女子一〇〇人の中、九八人は読む事も書く事も出来ない人々があるわけで、この割合は現在では相当変つているとしても、少くとも現在の壮年期の婦人の文盲率は相当ひどいと思われる。次に最近のユネスコの出版物から女子の教育状態について少し取り出してみよう。

### 1. 義務教育

インド国民議会は一九四七年八月イギリス政府に代つて主権をにぎり、その四五議会に於て、今後十年間にインド全児童が満十四歳に達するまで義務教育が受けられるよう努力すべき事を宣言した。しかるにインド各州の財政状態は非常に異つていて、殊に都市的傾向を持つ州と、純農村的傾向の州とではその差異が甚だしく、従つて義務教育の点も州単位ですすめられている状態である。

一九五〇年の調査によると全印度人口三億六千万の中、学齢児童数（六～十一）――人口の十五%といわれる――は約五千四百万あると思われる。ところが一九四八―四九年の報告では就学児童数は一千七百万人（男子一千二百万人、女子四百六十万人）にすぎなかつた。即ち女子は六人の中たつた一人が就学したにすぎなかつた。この数字は平均であつて、実

段はるかに低い就学率を示すものと思われる。この低い就学率は一つには学校の足りない事にもよるのであつて、義務教育法の中に、特定の距離内（約一里）に校舎の無い時は児童は就学しなくてもよいという規定があるからである。現在インド全土に二十二万の小学校がある。これらの小学校が大体二十万の町村内にあるが、なお三十万あまりの町村には、小学校が全然設立されていない状態である。故に就学させる為には先ず小学校を建てるべきであるという事も出来る。

ところがよしんば就学出来たにしても、課程を終える児童は非常に少しで、読み書きを完全に身につけられる四年の課程を終える児童は、入学当時に比べて男女合せて全国平均約五〇%にすぎない。女子に至つては早婚の為この割合はずつと低い。この様に児童が課程を終了し得ない主な原因は経済的な理由が多く、貧しい家では家計を助ける為児童の労働力は欠くべからざるもので、殊に女子は結婚する為に退学する事が多い。政府はこれに対して「児童婚姻防止令」*その他の法律を施行する事によつてこのような事態を極力防ぐ事につとめている。

（註）＊十四才以下の女子（来朝のインド婦人議員によれば、女子十六才、男子十八才以下さいふ事になつている）は結婚することはできない。

**2. 中等教育及び高等教育**

一国の文化の程度は、高等教育をうける国民の数が多いか少いかによつてはかり得ると云われるが、インドで高等教育を受ける者は非常に少い。インドでは、小学校以上の教育は中等学校、高等学校、上級学校、大学という順序を追つて受ける。中等学校は英語学校と自国語学校の二つに分れていて、前者は高等学校に進学する事を目的とし、後者はその課程だけで完了する事になつている。課程の年限は州によつてまちまちで、四年から七年の間である。一九五〇年に、中等学校で学んでいるものは四百四十万人あり、その中女子は七十万人であつた。

即ち六人の中一人は女子であつただけで、この年頃の女子（十一歳～十七歳）の三・四%が中等教育を受けているものと考える事ができる。上級学校は一年或は一年以上の課程で、主として大学に入る為の過程的コースと云う事ができる。大学の女子入学は自由で年々増加をみているが、その選択科目は芸術、科学、教育、薬学といつたものにかたよつているかたむきがある。文科系の大学に学ぶ女子学生は三万三千人で、全学生の約十三パーセント、その他の系統のもの、女子は四千百万人で全学生の八%弱である。

以上述べたように女子の教育は年々進歩していつているという事はできるが、近代国家の名にふさわしい段階に至るには非常に遠いと云わねばならない。何がこのようにインドの女子教育を遅らせているかと云えば、前に述べたように何といつても国全体の経済的貧困による事が最大の原因であると云わねばならない。

最近までの長い植民地的経済はインドの工業の発達をおくらせ、農業生産力は小さく、インドの飢餓は常態化している。こういう状態にあつて教育が二の次にされているのはむしろ当然と云わねばならない。

インドの社会的慣習というものが、又女子の教育に対して相当根強い防害となつている事も争われない。即ち、二、三〇年前までは、女子は十歳前後で結婚し、それ以後十四歳になつて婚家へ移るまでは家を外にする事も容易でなかつたという事態が一般であつたからである。この慣習は現在では段々なくなつてきてはいるが、なお相当強い影響を与えているようである。これに対して全インド婦人会議という団体が率先して結婚適齢期を十四歳にひき上げる運動を起し、この悪弊を廃する事に多大の貢献をしている。

宗教も又国民生活に深い影響を与えている。どんな政策でも宗教感情にうつたえないものは成功しないといわれる程、強い感化を与えているものである（上流階級は主として印度教を信じていたので宗教による階級の差が、必然的に社会機構の上で認められるようになり、従来最高階級たるバラモン族に対する宗教教育には力を入れるが、一般大衆の教育は積極的ではなかつた）。このあまりにも深い影響力を持つ印度教の熱心な信徒としての国民と、民主的・平等的である事を要請される近代国家の一員としての国民と、この両者の間にどういう調和を見出していくかという事が今後のインドの大きな問題の一つであろうと思われる。


**参考書**

1. Women and Education, by UNESCO, 1953.
2. Basic Fact and Figures, UNESCO, 1952.
3. Compulsory Education in India. UNESCO, 1952.
4. Acces of Women to Education, UNESCO, 1952.
5. Peoples and Countries, U. N. O.
6. Background to India, India Information Service, 1953.


## ★全繊同盟、総評を脱退

全繊同盟は十一月十四日大阪府貝塚市公会堂で臨時大会を開き、総評脱退の投票を行つたが、二八五対一〇五、白紙三〇、無効三で総評を正式に脱退、新組織に加盟することを決定した。

大会は、総評即時脱退、新組織加盟の本部案を支持する日紡・富士紡などの右派と、脱退反対の羊毛・麻両部会、鐘紡・呉羽紡、愛知地織など左派組合とのはげしい対立によつて、三時間半にわたる激論の末、無記名投票を行い、規約による三分の二を二名越えるさいうきわどいところで本部案が承認されたのである。今後右派系組合の結集体としての新組織が急速に結成されるものと見られている。なお鐘紡・呉羽紡両労組は直ちには全繊から脱退しない模様である。（十一月十四日毎日新聞）



# 女子保護実施状況調査（III）

前号に続き妊産婦の退職、軽易業務転換、異常産、育児時間、生理休暇について述べて此の調査の報告を終えます。

**（一）妊産婦の退職**

産前退職者は一、〇三八人産後退職者は二、三一八人、合計三、三五六人で、そのうち八五・八%に当る二、八七九人は初産者です。前号でのべたように産前休業者が六、四一〇人、産後休業者が六、六七七人ですから、休業者はほぼ半数は産前及び産後に退職していることになります。これを退職時期別にみると、退職者の約半数の一、七四九人が産後六週間以内に退職しており、産前六週間以内が六九四人（二〇・七%）、産後六週間を過ぎてから五六九人（一六・九%）、又産前六週間に達するまでに三四四人（一〇・三%）という順です。

**（二）軽易業務転換**

産前において軽易業務に転換した人は七六四人で、紡織業三二〇人、化学工業一一一人、食料品製造業八九人、鉱業五三人の順になります。そして軽易業務に転換した人は産前休業者六、四一〇人の一一・九%にあたります。

これら転換者のうち四八〇人は産前六週間に達するまでに転換したものです。一方転換者のあつたのは、全事業場の一三・五に当る二三四事業場でした。

**（三）異常産**

異常産には異常妊娠、異常分娩、異常産褥が含まれますが、総数で九二七件、そのうち異常妊娠が五五七件で六〇・一%を占めます。異常産件数は産後休業者六、六七七人に対し一三・九%にあたり、産業別にみるとこの率が比較的高いのは産婦数の少い産業を除くと、紙及び類似品製造業三二・七%、輸送用設備製造業三一・%、化学工業二六・二%などです。

**（四）育児時間**

育児時間は五、九五九人が請求し、そのうち五、七二七人（九六・一%）が午前午後各三〇分与えられており、各三〇分より多く与えられたものは二三二人でした。育児時間を与えた事業場は六三三（全数の三六・六%）です。

就業規則で育児時間中の給与を有給と定めるものは一、二五二事業場（七二・四%）、無給と定めるもの二九六事業場（一七・一%）、記入ないため不明のもの一八一事業場（一〇・五%）で、有給のものが略全体の四分の三を占めます。有給と定めるもののうち、通常労働した場合と同じく一〇〇%支給が一、〇一九で有給事業場総数の八一・四%、不明が二〇九（一六・七%）で、のこり二四事業場は六〇%以上一〇〇%未満を支給するものです。同じく就業規則による育児の時間については一、四八〇事業場（八四・五%）が午前午後各三〇分ずつ、九三事業場が各三〇分より多くを与える定めをしており、一七七事業場が記入ないため不明という状況です。

専用の授乳施設を持つものは八〇事業場で、兼用の授乳施設を持つもの七五八事業場、専用兼用の区別不明のもの一六事業場です。従つて何らかの形で授乳施設のあるものは八五四事業場（全体の四九・五%）です。

託児施設は一〇五事業場（六%）にあり、そのうち専用四四、兼用五一、どちらか不明一〇となつています。

**（五）生理休暇**

生理休暇を有給と定める事業場は九六五件（五五・六%）で、無給と定める事業場の七〇九件（四〇・八%）、無記入のため不明六三件（三・六%）よりも多くなつています。有給と定めるもののうちでは、毎潮二日と定めるものが四〇六件で四二%に当り、次いで毎潮三日の二三六件、一日の一七八件の順です。

では実際にどの程度生理休暇が利用されているかを見ると、生理休暇の請求を受けた事業場は一、二三三で全体の六五・五%に当り、請求延日数は七六一、七三九・五日ですから、年初と年末における女子労働者数の単純平均の四〇八、二六四人についてみると、一人当り年間一・九日弱となります。

以上で三回にわたり掲載した女子を五〇人以上雇用する一、七二九事業場についての労働基準法の女子保護規定の実施状況に関する報告を終わります。（完）

（読売より）考えている者が多いが、進学できるものは進学してから就職するようにした方が、腰かけ的、遊び的な態度が改められるのではないか。

新宿安定所長　婦人の意識はだいぶ高められたと思う。何度もくり返し行えばだんだんよくなる。就職後三月たつて就職の理由を調べると、男はその仕事に興味があつたからとか、将来有望だからと答えるが、女は外によいところがなかつたからとか、友達がいるからと答える。

池袋安定所窓口　婦人の求職者の意識は低く、自分がどんな職業についたらよいのかすら分からない人が多い。また工員の求人が多いのに事務を望む人が多い。

神田橋安定所　女子の就職に対する態度は消極的で扱いにくい。みえが多く、建物の大きいきれいな所を望む。面接の時、よい条件の所があれば一年くらい勤めたいという態度が、一番迷惑である。女子には職場に対して漠然とした不平を持つ者が多い。

東京都中学校就職対策委員長　今年の都の女子の就職者は一万二千で、就職期には先生は授業もしないであつ旋をしている。女子は結婚までの就職が多く、経済的知識にかけているように思う。

日本女子大　女子の職場は保健上から検討したい。自分の専門をもつて、職場になくてならない人になることである。

# 労働基準法に違反して危険有害業務に使用されている年少者

労働基準法の第六十三条では、年少者の正常な発育を妨げないために、満十八歳に満たない者が、危険有害な業務に就くことを制限しています。ここでいう危険有害業務とは、危険を伴う機械を扱う業務、重量物を運搬する業務、毒劇薬、その他有害な原料や材料、爆発性・発火性の原料や材料を扱う業務、著しくじんあいや粉末が飛び、有害ガス、放射線を発散したり、高温・高圧の場所の業務、その他安全・衛生・福祉に有害な場所で働く業務をさします。

それにも拘らず、実際には年少者が危険有害業務の就業制限に違反して使用されている場合があります。そこで婦人少年局ではその実態を知り、年少労働者を保護するために、全国の都道府県庁所在地の労働基準監督署の関係書類から、管下の事業場の昭和二十七年一年間の就業制限違反事件をしらべました（但し県庁所在地に二か所以上の監督署がある場合は、その数に応じて選択しました）。

## 一、どのようなところに、危険有害業務の違反件数が多いのでしょう

危険有害業務の就業制限違反事件は、昭和二十七年一月から十二月までに、この調査の範囲では百十一件発生し、違反して使用されていた年少者は百八十八名にのぼつています。

(1) 産業

まずどの産業に違反が多いか、産業中分類に分けてみると、家具及び装備品製造業が最も多く、十六件で十四・六%を占めています。次に多いのは木材及び木製品製造業で、十二件、十一・〇%で、紡織業、飲食店、綜合工事業等がそれに次いでいます。

次に違反して使用されていた年少者数の多いものをみると、自動車修理業及びガレージ業が件数が少いにも拘らず人員数が最も多くなつています。そして男子の場合は、総人員数のときと同じに自動車修理業及びガレージ業が第一で、次は家具及び装備品製造業、綜合工事業となつています。女子は飲食店が第一で、紡織業、その他の製造業がこれに次いでいます。このことは、年少者の就業する産業が男子と女子と異つているため当然のことと思われます。

(2) 事業場の規模

次に事業場の規模についてみると、十人以上、五十人未満の事業場が違反件数五十件四十五・五%、十人未満の事業場が三十五件三十一・八%で、五十人未満の事業場が全体の約八十%を占めています。又そこで使われている年少者も全体の約六十%を占め、小規模事業場の方が、危険有害業務の就業制限違反が多いことが明らかです。

## 二、どのような状態で働いているのでしょう

(1) 条文別にみた危険有害業務の就業状態

違反件数百十一件の中、最も多いのは女子年少者労働基準規則第十三条、三十一号の木工用かんな機、単軸面取機を用いる業務に就業していた事件で、十八件十六・二%を占め、次は第十二条の重量物を取扱う業務に就業していたもので、十四件十二・七%を占めています。その他に違反件数の多い業務を挙げると、第十三条、第二十四号の直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤、又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を扱う業務、第三十八号の鉛・水銀・その他有害なもののガス・蒸気もしくは粉じんを発散する場所の業務等が各々約九%を占めています。違反して使用されていた年少者は、百八十八名の中男子百五十一名、女子三十七名で、男子が女子の四倍強を占めています。

違反して使用されていた年少者数が最も多いのは、第十三条、五十号のボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務で件数が少いにも拘らず、三十一名、十六・六%に当る年少者が使われています。次は第十二条の重量物を取り扱う業務と、第十三条、第三十一号の木工用かんな機、単軸面取機を用いる業務で各々十%余りを占めています。そして男子の場合は全体の傾向と同じですが、女子は第十二条の重量物を取扱う業務が最も多く、次は第十三条、第五十五号の酒席に侍する業務が多く、更に第三十三号の火薬その他の爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務、第三十四号のカリウムその他の発火性の物の製造、又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務、第五十六号の特殊の遊興的接客業における業務が同じ比率を占めています。このように違反件数、使用されていた年少者数からみると、男子は機械を用いる危険の多い業務に、女子はサービス業の中の福祉に有害な業務、或いは爆発・発火等の危険のあるものを取扱う業務等に就業している違反が多く、男女の就業状態の差が、違反をみてもはつきり現われています。

(2) 危険有害業務に使用されていて、災害をうけた年少労働者

危険有害業務の就業制限に違反して使



用されていたために、災害をうけた年少者は、総数百八十八名の十六・五%に当る三十一名で、その中四名は死亡しています。

災害を受けた三十一名の年少労働者を違反の業務別にみると、第十三条、三十一号の木工用かんな機、単軸面取機を用いる業務が十二名で最も多く、総数の三十八・七%を占め、次は第十二条の重量物を取扱う業務で四名、十二・九%を占めています。次に業務別に違反して使用されていた年少労働者数に対し災害をうけた年少労働者数の率をみると、第十三条十八号の高圧電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務、第二十五号の動力によつて運転する圧器の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務、第四十三号の木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務は一〇〇%の比率を示しています。又労働災害をうけた年少労働者数の一番多い第十三条第三十一号の木工用かんな機、単軸面取機を用いる業務は、災害の比率も六十三・二%で二番目に高くなつています。

災害をうけて死亡した者についてみると、第十三条第三十三号の爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務に働いていた年少労働者七名の中、四名が災害をうけ、三名が死亡しています。又、第十三条、第四十三号の木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務に就いている年少労働者は二名で、二名共災害をうけ、その中一名が死亡しています。

(3) 年少者が労働基準法に違反して、危険有害業務に使用されていた実例

実例（一）　木材及び木製品製造業で、雑役夫として働いていた年少者の場合

素材（約一〇〇屯）を同僚と二名で三トン三輪車に積込んでいた時、積込んだ素材が転落し、地上にあつた素材との間に左脚をはさまれ災害をうけた。（第十二条重量物を取扱う業務）

実例（二）

家具及び装備品製造業で大工として働いていた年少者は、直径三十四センチメートルの丸のこ盤を使つて杉材を製材中、右拇指切断の災害をうけた。原材の幅は一・五寸、厚さは一・二寸、長さは三尺で、製品は幅九分、厚さ六分、長さ一・三尺のものであつた。（第十三条、第二十四号の直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤における木材の送給の業務）

実例（三）

家具及び装備品製造業で家具部見習工として働いていた年少者が、角材の厚みを調節するため機械かんな機で切削中、角材がはねとんだので押しつけていた右手がすべり、廻転刃部に突き込み、右手拇指第一関節を切断した。（第十三条第三十一号の木工用かんな機を用いる業務）

実例（四）

電気機械器具製造業で検査工として働いていた年少者が、電球のくすりつけ作業（塩素酸カリ・硝火綿等の調合作業）を行つたところ、薬品が乾燥していたため摩擦爆発を起し、顔面・胸部等に火傷を負つた。（第十三条、第三十三号、塩素酸カリ・硝火綿その他の爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務）

実例（五）

林業について、山林人夫として働いていた年少者は、山林で父親と共に作業をしていたが、たまたま一人で木馬を引いて凸凹のある箇所を下つて行き、六十度位のカーブにさしかかつた時相当のスピードがあつたので曲りそこなつて高さ約二米の川底に転落し、その上に木馬が落ち、積んでいた材木の端が身体に当つたので、腰部・大腿部・その他に打撲症および切創をうけて二十日間の入院と、三十日の休業を要した。（第十三条の第四十三号の木馬道による木材搬出の業務）

又同じく林業に使用されて、木馬引きをしていた年少者は作業中木馬転覆の事故を起し、その下敷となつて死亡した。この年少者は既に数年の経験をもつ木馬夫であつた。（同前）

実例（六）

自動車修理業に板金工・組立工として働いていた三十名の年少者は、九〇〜一一〇デシベルの騒音と、七〇〇〜一八〇〇個の粉塵の中で働かされていた。（第十三条、第五十号の強烈な騒音を発する場所における業務）

実例（七）

県の児童相談所に保護された女子年少者は、温泉地の飲食店で働いていたが、接客婦として酒席に侍らされ、強制されて売淫行為も行わされていた。又前借金と賃金の相殺も行われ、事業主は送検された。（第十三条、第五十六条の特殊の遊興的接客業における業務）

## 三、労働基準法違反について、その後の措置

このようにして、労働基準法に違反して、年少者を危険有害業務で働かせていた事業主は、五・五%の者が送検され、その中二・七%が起訴された他は、大部分が勧告、戒告等を受けています。

## 四、むすび

以上のことを簡単にまとめますと、次のようなことが指摘されます。

(1) 労働基準法に違反して、危険有害業務に最も年少者が多く使われていた産業は、男子は自動車修理業及びガレージ業、家具及び装備品製造業等、女子は飲食店、紡織業等で、事業場の規模は大部分が五十人未満の小規模なものでした。

(2) 危険有害性の種類別に就業状態をみると、男子年少労働者は、機械的な危険有害な業務に、女子は福祉に有害な業務或は爆発・発火物を取扱つて危険のある業務に使用されていることが多くなつています。

(3) 労働基準法に違反して、危険有害業務に使用されていた年少者総数百八十八名中、十六・五%は災害をうけ、二・一%は死亡しています。

(4) 労働基準法の施行以来、年少労働者の労働条件は向上したと云われているに

第1表 条文別の違反件数と年少者数

| 条文 | 違反件数 | | 違反して使用されていた年少者数 | |
|---|---|---|---|---|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 総数 | 111 | 100.0 | 188 | 100.0 |
| 12条 | 14 | 12.7 | 25 | 13.3 |
| 13条1号 | 4 | 3.6 | 4 | 2.1 |
| 5 | 1 | 0.9 | 1 | 0.5 |
| 6 | 6 | 5.4 | 6 | 3.2 |
| 18 | 1 | 0.9 | 1 | 0.5 |
| 19 | 5 | 4.5 | 6 | 3.2 |
| 23 | 1 | 0.9 | 1 | 0.5 |
| 24 | 11 | 9.9 | 13 | 6.9 |
| 25 | 3 | 2.7 | 3 | 1.6 |
| 31 | 18 | 16.2 | 19 | 10.1 |
| 33 | 2 | 1.8 | 7 | 3.7 |
| 34 | 1 | 0.9 | 5 | 2.7 |
| 35 | 1 | 0.9 | 1 | 0.5 |
| 37 | 3 | 2.7 | 4 | 2.1 |
| 38 | 10 | 9.0 | 13 | 6.9 |
| 39 | 1 | 0.9 | 1 | 0.5 |
| 40 | 3 | 2.7 | 9 | 4.8 |
| 43 | 2 | 1.8 | 2 | 1.1 |
| 44 | 3 | 2.7 | 3 | 1.6 |
| 46 | 6 | 5.4 | 15 | 8.0 |
| 50 | 2 | 1.8 | 31 | 16.5 |
| 52 | 2 | 1.8 | 2 | 1.1 |
| 54 | 1 | 0.9 | 4 | 2.1 |
| 55 | 6 | 5.4 | 7 | 3.7 |
| 56 | 4 | 3.6 | 5 | 2.7 |

第2表 男女別の違反して使用されていた年少者数

| 条文 | 違反して使用されていた年少者数 | |
|---|---|---|
| | 男 | 女 |
| 総数 | 151 | 37 |
| 12条 | 17 | 8 |
| 13条1号 | 4 | 0 |
| 5 | 1 | 0 |
| 6 | 6 | 0 |
| 18 | 1 | 0 |
| 19 | 5 | 1 |
| 23 | 1 | 0 |
| 24 | 13 | 0 |
| 25 | 3 | 0 |
| 31 | 18 | 1 |
| 33 | 2 | 5 |
| 34 | 0 | 5 |
| 35 | 1 | 0 |
| 37 | 4 | 0 |
| 38 | 12 | 1 |
| 39 | 1 | 0 |
| 40 | 9 | 0 |
| 43 | 2 | 0 |
| 44 | 3 | 0 |
| 46 | 15 | 0 |
| 50 | 31 | 0 |
| 52 | 2 | 0 |
| 54 | 0 | 4 |
| 55 | 0 | 7 |
| 56 | 0 | 5 |

第3表 事業場規模別の違反件数

| 事業場規模 | 違反件数 | |
|---|---|---|
| | 実数 | 比率 |
| 総数 | 110 | 100.0 |
| 1人以上~10人未満 | 35 | 31.8 |
| 10 〃 ~50 〃 | 50 | 45.5 |
| 50 〃 ~100 〃 | 10 | 9.1 |
| 100 〃 ~500 〃 | 11 | 10.0 |
| 500 〃 ~1,000 〃 | 3 | 2.7 |
| 1,000人以上 | 1 | 0.9 |

第1図 事業場規模別の違反件数

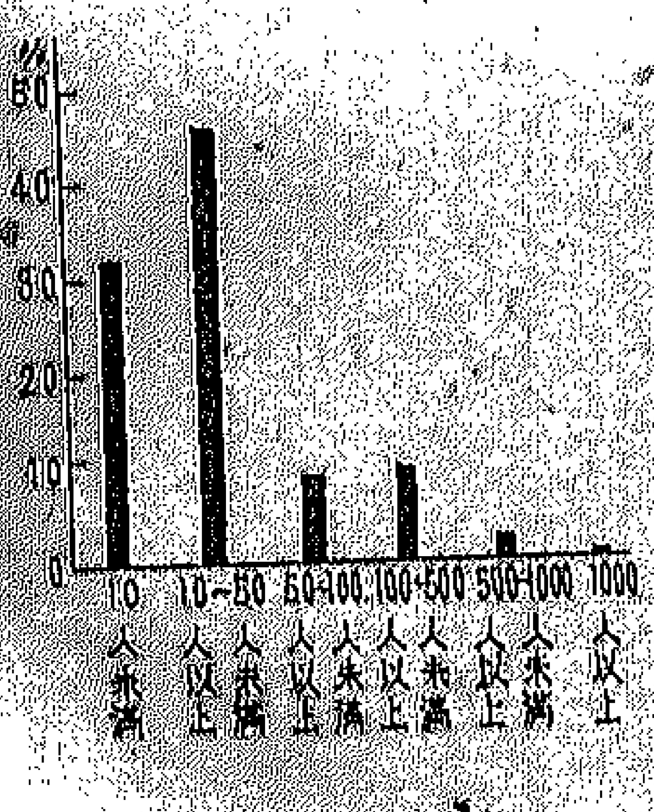


第2図 条文別の違反件数

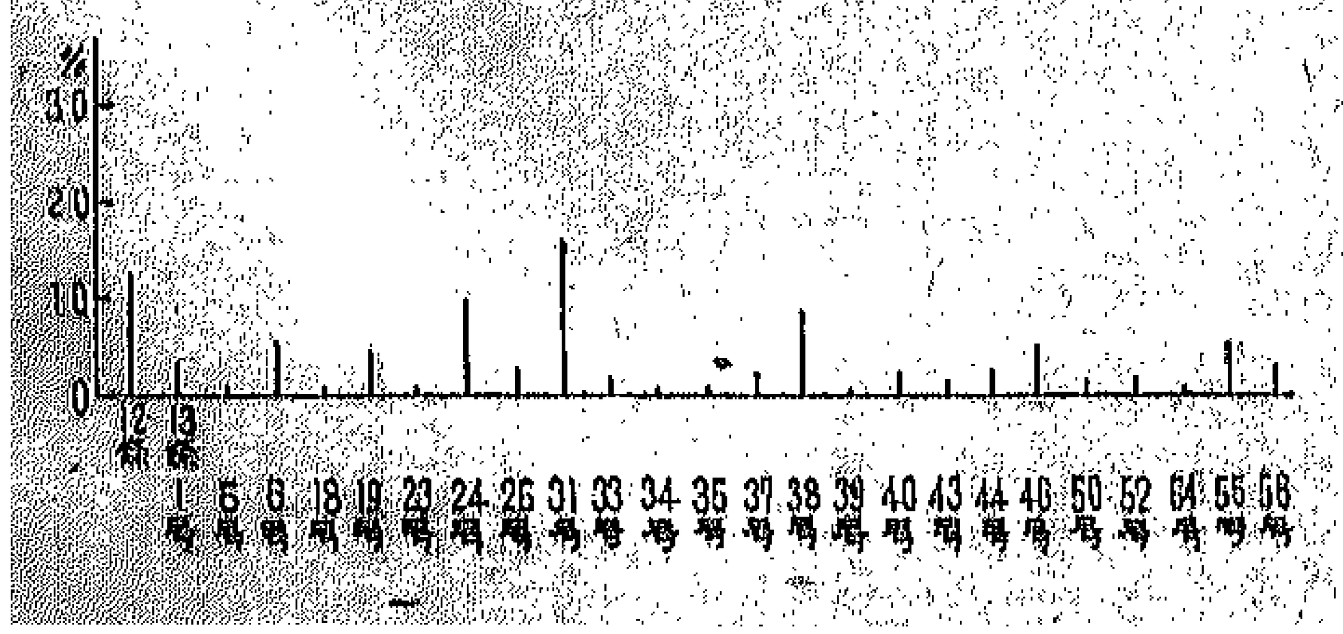


もかかわらず、これまでに見てきたように事業主の中には、法規に違反して年少者を使用し、その結果、不具あるいは死にさえいたらしめている者が後をたたないとは、誠に憂うべきことです。年少労働者の保護にたずさわる人はもちろん、一般社会人の理解と協力を望む所以です。



# 外国の売春に関する立法例(1)

## ◇アメリカ合衆国法典

第十八編 罪及び刑事手続

第一部 罪

第一一七章 醜業婦売買

**第二四二一条**《移送一般》 売淫、放蕩若しくはその他の醜行を目的として、又は婦女に対し淫売婦となること、放蕩の為に身を捧げること若しくはその他の醜業に従事することを勧誘し、誘引し、若しくは強制する意思及び目的で、州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビア区内、若しくは何れかの準州内若しくは属領内において、故意に、婦女を移送した者、又は売淫、放蕩、若しくはその他の醜行を目的として、又は売淫の業に身を捧げること、若しくは放蕩、若しくはその他の醜業に身を捧げることを勧誘、誘引又は強制する意思または目的で、州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビア区内若しくは何れかの準州内若しくは属領内において、何れかの場所に行くにつき、婦女に使用せられる切符又は何等かの輸送券若しくは輸送に対する権利の証拠を、故意に、譲渡若しくは入手し、よって州際若しくは外国商業において、又は合衆国のコロンビヤ区内、若しくは何れかの準州若しくは属領内において、その婦女を移送せしめた者は、五千ドル以下の罰金若しくは五年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

(改正 May 24 C.139 Sec 47, 23 Stat. 96)

**第二四二二条**《婦女に対する強要又は誘引》 売淫、放蕩若しくはその他の醜行を目的として、又は淫蕩の有無にかかわらず売淫、放蕩若しくはその他の醜行に従事せしめる意思及び目的で、婦女に対し州際若しくは外国商業において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は属領内において、一つの場所から他の場所に行くことを、故意に説得、勧誘、誘引若しくは強要し、よって州際若しくは外国商業において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は属領内において、故意に、婦女を行かしめ及び運送業者の輸送路によって旅客として輸送を受けしめた者は、五千ドル以下の罰金若しくは五年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

**第二四二三条**《未成年婦女に対する強要又は誘引》 十八歳未満の婦女に対し売淫、放蕩又はその他の醜業に従事することを勧誘又は強要せられることとの意思で、州際商業において、又はコロンビヤ区内若しくは合衆国の準州又は属領内において、運送業者によって一つの場所から他の場所に行くことを、故意に、説得、勧誘、誘引若しくは強要した者は、一万ドル以下の罰金若しくは十年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

**第二四二四条**《外国人婦女に関する事実陳述書の提出》

(イ) 売淫又はその他の醜行を目的として、醜業婦売買禁止のために一九〇二年七月二十五日採択された申合せの当事国であるいずれかの国から合衆国に入国して三年以内の外国人婦女を、いずれかの家屋又は場所に保持、維持、支配、支持又は隠匿する者は、すべて、その婦女の氏名、保持されている場所及びその合衆国に入国した年月日、入国した港、年齢、国籍、血統並びにこの国に来るに至ったその婦女の周旋に関して知っている限りのすべての事実を記載した陳述書を、移民帰化官に提出しなければならない。又売淫又はその他の醜行を目的として、醜業婦売買禁止のための申合せの当事国であるいずれかの国から合衆国に入国して三年以内の外国人婦女を、いずれかの家屋又は場所に、保持、維持、支配、支持又は隠匿することを開始してから三十日以内にその婦女に関する陳述書を移民帰化官に提出しない者、又はその外国人婦女の年齢、国籍、血統若しくはこの国に来るに至ったその婦女の周旋に関して知り若しくは信ずる限りの事実について、陳述書に、故意に、虚偽の陳述を為し、若しくはこれを陳べなかった者は、二千ドル以下の罰金若しくは二年以下の禁錮に処し、又はこれを併科する。

(ロ) 本条に基いて提出された訴追において、若し要求せられた陳述書が移民帰化官の事務所に整理保存せられていない場合には、陳述書提出の義務を有する者は、反対の事実を証明しない限り、陳述書を提出しなかったものと推定される。何人も、この条によって要求される陳述書又はこれに記載される情報が、自己に罪を負わしめ、又は刑を受けしめるおそれがあるという理由によっては、その陳述書の提出義務を免除されない。但し、何人も、陳述書に誠実に報告する取引又は事項によっては合衆国の法律に基いて所追され又は刑を受けることがない。

# 売春問題経過(九月十月)

### ◇大三沢米軍基地の米兵外出禁止警告について

青森県大三沢空軍基地一円の風紀の取締りについては、すでに二回司令官から警告が発せられていたにもかかわらず、ますます乱脈をきわめ、性病罹病や麻薬の売買、飲食店の不衛生、暴力団の暴行等が極度に達したことから、同軍司令官パーデー大佐は大三沢町長・大三沢地区署長・同町会議長に対し、九月九日付書簡で、もしこれらの悪徳行為が九月二十一日までに改善されないなら『二十九日から無期限に同基地所属の軍人軍属を基地内に留め置く』ことを通達してきた。

これに対し、同町浄化運動期成同盟会では、県・警察・商工団体代表者・A級飲食店・特殊婦人等の代表者が合同して町の一大浄化運動を行うより決議し、この旨をパーデー大佐に伝えた。この浄化運動の実施要領には、(1)啓蒙運動(道徳

商場と風紀法律の周知 (2)防犯協力会結成（警察の指導下に町民、各種団体からの代表によって構成、第一線の自主的取締りをする）(3)特殊婦人の対策（GIの外出時間中は一切外出を許さない、外人と手を取り腕を組んで道路を通行することを禁止する、面前検診に応ずること、公衆の視野でGIをひっぱる者は町条例違犯者として処罰する）(4)麻薬・ヘロイン等の徹底的調査 (5)暴力団四村に関する釈明、等があげられている。同時に軍への要望として日本の法律・習慣に理解を持つこと。MPのパトロールの増加、基地内要員宿舎の日本婦人も浄化運動に協力するよう訓示して欲しい等をあげている。

大三沢町は経済的に駐留軍に依存するところが大きいので、外出禁止通告に対処するため、以上の要領にしたがって浄化運動を行い、啓蒙のための巡回車までくりだし、メガホンを通じて町民や特殊婦人に協力するよう呼びかけたり、「特殊婦人の皆さま方へ」というような至極鄭重なビラを配布したりした。一方GIに対しても協力依頼の文書を配布した。

このようにしてだいぶ風紀が改善されたが、通告期限の最後の二十八日基地内の将校会館で、パーデー司令官と町長・保健所長・警察署長・婦人少年室長等が会談の結果、「非常に事態が改善されたから二十九日の外出禁止の必要はなくなった」との発言があり、これで一応外出禁止は中止されることになった。同町当局ではこの自粛状態を続けるため、駐留軍と交渉して風紀対策委員会を設けることになった。

◇禁止解除に反対する静岡県

米司令官から九月二十二日付書簡で、富士演習場地区静岡県知事宛「村の衛生状態は相当改善された」から、これらの部落に対し「立入禁止をすべき正当な理由」がなくなった従って、「玉穂・富士岡二村を「立入解除」する意向である」旨の通達があった。そこで富士演習場地区日米連絡協議会日本側委員は緊急委員会を開催してオフ・リミット解除反対の結論を出し、次の諸点について考慮することにした。

1、白線地帯を設定して、これに売春婦及び同伴する兵隊の立入を許さないこと。

2、性病予防について軍は日本側に最大の協力をすること。

3、日本の風俗習慣を兵隊に周知徹底させること。

同時に県としても対策委員会を開いて県会に売春取締条令案を提出してあるので、今解除することは影響が大きいので現状維持を表明し、今後立入禁止地域の合理的修正を図ろうということになった。なお直接司令官と面接の上解除を図ることとなり、十月二日司令官と県知事が会談し、売春行為をなくすこと、現在オン・リミットになっている御殿場地区でも、駅前・学校附近はオフ・リミットにすることについては意見が一致したが、軍側の二か村全面的解除の要望に対して、県知事は村長の自粛制約は期待できないからといって、現状維持を要望し、また結論には達しなかったため、立入禁止の処置はしばらく現状のままにして、更に具体案を研究することとなった。

女子の就業者数と完全失業者数　（1958年7月）

| | 職業別 | 女子 | 男子 | 男女計中に占める女子割合 | 女子雇用者の職業別構成 | 女子の前年同月との比較 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | | 千人 16,920 | 千人 23,880 | % 41.6 | — | 千人 +980 |
| 就業者 | 自営業者 | 1,960 | 8,470 | 18.7 | — | −200 |
| | 家族従業者 | 10,760 | 4,800 | 69.2 | — | +1,100 |
| | 雇用者 | 4,000 | 10,370 | 27.8 | 100% | +60 |
| | 農林業 | 240 | 400 | 38.2 | 6.0 | +100 |
| | 漁業及び水産養殖業 | 20 | 190 | 9.8 | 0.5 | +10 |
| | 鉱業 | 60 | 670 | 9.5 | 1.5 | −10 |
| | 建設業 | 140 | 910 | 13.3 | 3.5 | +20 |
| | 製造業 | 1,490 | 3,320 | 31.0 | 37.2 | −150 |
| | 卸売，小売，金融，保険，不動産業 | 760 | 1,440 | 34.8 | 19.0 | +90 |
| | 運輸，通信その他の公益事業 | 200 | 1,480 | 11.8 | 5.0 | 0 |
| | サービス業 | 930 | 1,170 | 44.4 | 23.2 | +50 |
| | 公務 | 190 | 900 | 17.4 | 4.7 | −30 |
| 完全失業者 | | 190 | 250 | 44.2 | — | +20 |

〔注〕1）統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから，表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額

（1958年7月）

| 職業別 | 女子 | 男子 | 男子に対する女子の割合 |
|---|---|---|---|
| 総数 | 円 8,867 | 円 21,238 | % 42 |
| 鉱業 | 8,628 | 18,988 | 46 |
| 製造業 | 7,994 | 21,954 | 36 |
| 卸売及び小売業 | 10,880 | 24,211 | 45 |
| 金融及び保険業 | 12,614 | 27,589 | 46 |
| 運輸通信及びその他の公益事業 | 10,826 | 19,872 | 55 |
| 建設業 | 6,548 | 13,300 | 49 |

—労働省労働統計調査部調—



# 婦人少年ニュース ☆☆

（十月—十一月）

★東京都婦人大会

東京都教育庁では都内の婦人団体を「婦人教育」の面で結集しようということになり、十一月十一日日比谷公会堂ではじめての東京都婦人大会が開かれることになった。都内にある主婦連・都地域婦人団体連盟、東京母の会連合会、東京友の会、日本婦人有権者同盟などは従来それぞれの分野で活動しているためまとまった動きができず、対立することも多かったので、今春来都教育庁社会教育部が中心になって「婦人教育向上のために」と働きかけていたのがまとまったものである。大会当日は各婦人団体が総合討論を行い、意見をまとめて宣言を発表する。（十・十九、朝日）

★人身売買に"特捜班"

近年にない凶作のため、東北方面の農家から身売りされる娘が現れはじめている。今まで鳴りをひそめていたブローカーも急に活動を始めたので、警視庁少年課では特別捜査班を編成して、人身ブローカーの徹底的な検挙と身売娘の保護に乗り出すことになった。現在、東京都内だけでも四、五百名にのぼるブローカーがおり、一人の娘を特飲街に出稼ぎすれば、四、五千円から一万円の謝礼をうけとっている。農村でも就職先が特飲街とわかりながら、金ほしさに三、四万円くらいの前借金で娘を売る親があるという。なお厚生省でも、中央青少年問題協議会で「人身売買防止」の具体案を決定、十二万五千人の児童委員、民政委員を動員して活動することになった。

★中毒少年の三割が犯罪者

青少年の覚せい剤による犯罪が増えているので、警視庁少年課では中央青少年問題協議会が中心になって行う「青少年保護育成運動」の一環として、十一月一日から末日まで管下一せいに青少年の覚せい剤事犯を補導し一般青少年の不良化防止運動を行うことになった。今年上半期警視庁管内で扱った覚せい剤常用少年は九八四名（女一三〇名）で、うち三割が覚せい剤にもとづく罪を犯している。一方同期間中の犯罪少年五二五九名の六割三分三三三名が常用者で、殺人・放火各一、強盗一九、傷害三一、恐かつ一六、暴行五、脅迫一、薬代ほしさに盗みをしたもの二二八、詐欺一五、横領四名で、年齢は一七歳から一九歳未満の常用者も五名あった。（十・二四、東京新聞）

★山村の女性の地位の調査

明治大学社会研究会では「山村における婦人を中心とした男女の平等について」の調査を行った。対象は埼玉県入間郡吾野村の四十世帯百名（男は世帯主だけ、女は十七歳以上）で、「結婚」について「自分がきめたか」という問に対し、女性は一割（男五割）、「親がきめた」六割（男二割七分）、「どちらがよいと思うか」に対して「本人の自由」を主張する四割四分（男四割六分）。「離婚・再婚」については「恥かしい」と答えた女性六割（男四割二分）、「恥かしくない」二割（男四割）で、一度結婚したらなるべく我慢しきながまんするという女性の気持が出ている。「出産」については「前後何日休んだか」という問に対し一番多いのは七、八日（五割五分）、三〜五日しか休まない人も七分あった。「早く子供がほしいと思うか」に対して男性は「未だ」と考えて「早くほしい」（五割以上）というに対し、女性は「仕事ができなくなるから欲しくない」というのが二割六分あった。

また農村の女性は山仕事を含めた農業労働に従事していながら、農業計画の立案者は夫七割二分、父・母・子の順で"妻の座"はもれている。着物を作るにも家族と相談するのが五割三分、オシキセが一割近くある。最後に六割の女性が「夫婦の平等」を望んではいるが、「女は女らしく」とか「夫には絶対にしたがう」という意見が、男性よりも女性に一割も多かったのは意外であった。（十一・四、朝日）

★両院婦人議員懇談会

「婦人問題を超党派的立場からとりあげよう」という第一回衆・参両院婦人議員懇談会が十一月八日参院議長公邸で開かれた。各党の十五議員と労働省の藤田局長・田中婦人課長も出席した。売春処罰法の国会提出、婦人少年局の縮小反対、不良映画の追放、凶作対策としての食生活の改善等に重点をおき、会名を「衆参婦人議員団」とし、定期的に会合を開き実行に移すことになった。（十一・九、朝日）

★リューダ夫人来朝

ハンナ・リューダ夫人（スエーデン人六十二歳）は世界でも有名な婦人運動の先駆者で、現在国際婦人同盟名誉会長である。またスエーデンの国会議員であり、考古学者としても知られ、印度への発掘旅行の折途十月十一日来朝された。夫人は一九二二年二十八歳で哲学博士となり現在インド考古調査団々長で十名の探険隊を組織し、パキスタンの南の沙漠で三百メートルもある古墳の発掘を行った。この機会に婦人有権者同盟主催、その他の懇談会が持たれた。

★「東京保母の会」の結成

働く母親のために子供をあずかる保育所は東京都内に約三百か所あり、うち公立は七十か所、私立は二百三十か所ある。公立保育所の保母は公務員として待遇されているが、私立は数も多い上に、給料は低く、労働条件も悪い。こうした恵まれない保母の問題を解決するために保母同士の連絡機関として「東京保母の会」（仮称）を結成することになり、十一月五日原宿の中央会館で結成式をあげた。（十一・五、朝日）

★高校は「完成教育」の機関

教育課程審議会では高校の教育課程を改善するため審議していたが、このほど改善の大綱がまとまったので、次のような中間発表を行った。一、高校教育は大学進学のための準備教育ではなく、人間形成の完成教育であることを強調する。一、基本方針としては、一、普通・職業別による必修教科の区別は原則的に考えない。一、科目選択制のよい点は今後もなるべく生かす。一、社会・数学・理科の必修の内容を再検討して知的教養に偏しないようにする。一、卒業に必要な合計単位数は現行通り最低八十五単位とする。

このほか教科内容の改訂については、一、現在共通必修の三十八単位を四十三単位とする（数学で一単位、理科で二単位、新たに芸能二単位を必修とした）。一、保健体育には必修のほかに選択科目を設ける。一、知的教養に偏しないよう実習を主体として勤労を重んじ、家庭科を含む新教科を必修として課する。この新教科を入れると七科目四十七単位となる。（十一・十六、朝日）

★東西学生のデモとスト

ローマでは十一月七日トリエステ問題をめぐって、一万五千の学生・生徒がトリエステ地区の英軍司令官ウインタードンの即時更迭を叫んでデモを行った。（十一・八、朝日）

一方日本の全学連では「学生選挙権をめぐる、自治庁通達反対のゼネストを、十一月末を目標に準備せよ」と全国各加盟自治会に指令した。（十一・十五、朝日）

# ◇婦人少年室協助員の新設について◇

婦人少年行政は広く社会の理解と国民一人一人の自覚と認識の昂揚を図ることが主眼であるので、民間の積極的な協力があればその行政の運営はより円滑に行われるものと考えられ、労働省においてはかねがね婦人少年局の第一線機関である全国の婦人少年室に、協助員を新たに設けるということが考慮されてきたが、この程構想がまとまり、去る十月三十一日婦人少年室協助員規程（昭和二十八年労働省訓令第三号）が定められ、十一月一日から施行されることになつた。

これにより婦人少年室の所掌事務について積極的に協力援助する民間の有識者を全国的に持つことができるようになり、婦人少年問題にとつては甚だ心強い制度が生れたということができるのである。なぜならば婦人少年行政の第一線機関である婦人少年室は、各都道府県単位に設置されているが、その職員は現在極めて少数で、より一層の成果をあげ得るためには、民間の積極的な協力者を是非とも必要としている現状であるからである。

協助員とは、定められた担当区域の内にあつて、婦人少年室長の指示を受けてその業務を援助するものであつて、労働基準監督署の管轄区域毎に、その管内の女子の人口及び年少労働者の人口を考慮して、一人乃至五人までがおかれ全国でその定員は七七六名になつている。

協助員の委嘱は労働大臣が行うのであるが、その推薦経路は、まず担当区域を管轄する労働基準監督署、公共職業安定所等労働関係官公署の長で構成される選考委員会の選考を経たものの中から、婦人少年室長が労働基準局長と労働主管部長の意見をきいて労働大臣に推薦するということになつている。

協助員の身分は非常勤の国家公務員ということになるが、当分の間は給与の支給もない（これは近い将来には改められる）状態であるがこの全国的組織の運営如何によつては婦人少年問題の解決に寄与するところも大きく、またひいては民主国家の建設にも大きな役割を果すものであると期待されるので、できるだけ早くよき援助者の出現が俟たれるのである。

婦人少年室協助員規程及び設置要綱は次のとおりである。

◎労働省訓令第三号

婦人少年室協助員規程を次のように定める。

昭和二十八年十月三十一日

労働大臣　小坂善太郎

## 婦人少年室協助員規程

（設置）

第一条　婦人及び年少労働者の保護と婦人の地位の向上に関する行政の円滑な運営に資するため、婦人少年室に協助員を置く。

（委嘱等）

第二条　協助員は、社会的信望があり、婦人少年問題に関し深い関心と理解をもつ者の中から、労働大臣が委嘱する。

2　協助員の任期は、一年とする。

3　協助員は非常勤とする。

（職務）

第三条　協助員は、婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護その他の婦人及び年少労働者に特殊な労働問題、家族労働及び家事使用人に関する問題、労働者の家族問題（法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。）並びに婦人問題について実態を把握し、必要と認められる事項を婦人少年室長に連絡するとともに、その指示を受けて婦人少年室の業務を援助する。

2　協助員の担当区域その他の職務に関し必要な事項は、婦人少年局長が定める。

（政治的行為の制限）

第四条　協助員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に規定する政治的行為をしてはならない。

附　則

この訓令は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

## 婦人少年室協助員設置要綱

一、婦人少年室協助員（以下「協助員」という。）の設置に関しては、婦人少年室協助員規程（昭和二十八年労働省訓令第三号）及び本要綱の定めるところによる。

二、方　針

協助員には婦人少年行政に積極的に協力しうる熱意をもつ、主として民間の有識者をあてる。

三、措　置

（一）配　置

協助員は、労働基準監督署の管轄区域毎に、一人乃至五人を置くものとし、その定数担当区域に必要な事項は婦人少年局長が別に定める。

（二）委　嘱

協助員の委嘱については、その担当区域を管轄する労働関係官公署の長を選考委員とし、その協議による選考を経たものの中から、婦人少年室長が、当該都道府県労働基準局長及び労働主管部長の意見を聞いて労働大臣に推薦し、労働大臣はその者の中から委嘱する。

（三）給　与

協助員には、当分の間給与は支給しない。

（四）服　務

協助員は、その使命を自覚し、常に職務を行う上に必要な知識の修得に努め、職務の執行に当つては、関係者の身上に関する秘密を守るとともに、常に公平な立場を堅持し、社会的身分又は政治的意見若しくは政治的所属関係等によつて差別的な取扱をしてはならない。



## 婦人少年局おしらせ

### ○婦人少年問題審議会第一回総会の開催

さきに婦人少年問題審議会本年度委員が決定したが、去る十月三十一日（土）午前十時より労働省大手町会議室においてその第一回総会が開かれた。

婦人少年局長の開会挨拶、小坂労働大臣挨拶、各委員の自己紹介並びに婦人少年局各課長より所掌事務の説明等がなされた。ついで、会長・副会長の選出が無記名投票により行われ、その結果会長に作家平林たい子氏、副会長に立教大学教授藤本喜八氏がそれぞれが就任した。

なほ、会長より、婦人労働・婦人問題の各部会員の指名があり、総会は閉会されたが、その後引続いて部会が開かれ、それぞれ部会長が選出された。各部会の部会長並びに部会員は左記のとおり。

**婦人労働部会**

| | |
|---|---|
| 日本放送協会婦人課長（部会長） | 江上フジ |
| 朝日新聞社論説委員 | 伊藤昇 |
| 労働科学研究所員 | 勝木新次 |
| 全国未亡人団体協議会事務局長 | 山高しげり |
| 日本紡績協会労務課長 | 吉藤雅亮 |
| 白木屋人事部長 | 松村善三 |
| 日経連調査部長 | 佐々木大 |
| 全繊同盟婦人対策副部長 | 末吉ユキエ |
| 日本教職員組合婦人部長 | 千葉千代世 |
| 全造船労組総連合総務部長 | 鈴木政子 |

**年少労働部会**

| | |
|---|---|
| 立教大学教授（部会長） | 藤本喜八 |
| 労働科学研究所長 | 桐原葆見 |
| 国際基督教大学レジストラー | 三隅達郎 |
| 中央大学教授 | 那須宗一 |
| オリジン電機株式会社々長 | 後藤安太郎 |
| 精工舎亀戸工場勤労課長 | 広瀬久三 |
| 三菱重工業横浜造船所教育課長 | 秀平寿 |
| 総同盟情宣部長 | 中島桂太郎 |
| 総評調査部長 | 島清丈 |
| 全日通労組婦人部長 | 大野はる |

**婦人問題部会**

| | |
|---|---|
| 評論家（部会長） | 神崎清 |
| 国際基督教大学講師 | 武田清子 |
| 文部省社会教育審議会委員 | 山室民子 |
| 評論家 | 鶴見和子 |
| 東京地方裁判所判事補 | 西塚静子 |
| 東京大学助教授 | 泉靖一 |
| 作家 | 平林たい子 |
| 式場病院長 | 式場隆三郎 |
| 日本性病予防協会々長（東京逓信病院長） | 高橋明 |
| 東洋大学助教授 | 望月衛 |

### ○人権週間の開催

法務省・全国人権擁護委員連合会の主催で、来る十二月四日より十日まで、世界人権宣言五週年を期して「人権の尊重は日常生活から」の標語のもとに人権週間が行われ、各地で種々の行事が催される予定である。

### ○ユネスコ本部より婦人教育調査団派遣される

この度ユネスコ本部より依嘱されてクレール・ル・プレー女史（ベルギー・ルーヴァン大学経済社会研究所教授）、スハシ・ゴーシュ博士（カルカッタのデイヴィッド・ヘア師範大学教育心理学教授）が来日され、十月より二ヵ月日本に滞在して、日本婦人の教育の現状、条件などを調査することになり、婦人少年局においても種々資料を提供して調査に協力する。

### ○婦人少年問題審議会第一回婦人問題部会開かれる

十一月十三日（金）午後一時半から第一回婦人問題部会が開かれ、事務当局（婦人課）より売春問題に関する動きについて説明があり、引続き部会の議題である売春問題について、各委員が分担して研究することになり、その分担について打合せを行つた。

### ○千葉県の働く少年保護大会

十一月九日午前九時から千葉市自治会館で千葉婦人少年室・県・千葉労働基準局共催で働く年少者保護大会が盛大に行われた。県下五百名の年少労働者・使用者・先生などが出席、内山室長の挨拶に始まり、県知事・千葉労働基準局長・千葉県経営者協会長・労働省婦人少年局長の挨拶・メッセージ、婦人少年協会副会長藤本氏の講演「年少労働者の今昔」、千葉検察庁検事門上チエ子氏の「悪に走った青少年達の話」、また働く年少者の感想発表（野田醤油醸造工高橋輝子、日本毛織撚糸工遠藤久子、漁網販売会社事務員石川初枝、川崎製鉄継成工江原武、洋服工杉崎広明の諸君）があり、午後は職場芸能・映画等があつて、愉快な一日が過された。

### ごらんになりましたか

▼婦人労働課関係シリーズ

婦人労働統計資料No9（一九五二年分）　一九五三年九月発刊

幹部職員の地位にある婦人 ─調査報告─　婦人労働資料第三十号　〃　八月発刊

最近の婦人労働のうごき　婦人労働資料第三十一号　一九五三年十月発刊

海外婦人労働資料　第三九号　一九五三年十月発刊

ヨーロッパにおける婦人の職業指導　海外婦人労働資料第四十号　一九五三年十月発刊

百貨店女子職員労働実態調査速報　一九五三年六月調査

▼婦人課関係資料シリーズ

調査資料No11「風紀についての世論」

調査資料No12「売春婦並びにその相手方についての調査」

国際資料No25「各国における売春対策」─改訂版─

一般資料第二三号「売春に関する資料」

▼年少労働課関係シリーズ

「働く年少者の技能の向上と余暇の活用」（リーフレットNo88）

「少年少女の労働メモ」（パンフレットNo26）

### 原稿募集

「婦人と年少者」は全国に広く取材して編集いたしたいと思います。各地の婦人少年室を始め婦人と年少者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や実情のレポートをお待ちしています。

一、内　容

○婦人少年室、その他の関係機関の活動

○地方で起つた婦人と年少者に関する諸問題（いずれもなるべく具体的に）

一、分量　四百字詰三枚以内（但しまとまつた研究物はこの限りではありません。）

一、投稿は必ず原稿用紙を用いること。

一、締切　毎月五日

一、掲載の分には薄謝を呈します。

一、送り先　本会編集部

昭和二十八年十二月一日印刷
昭和二十八年十二月五日発行

婦人と年少者　第一巻第八号
定価　五十円　〒　四円

東京都新宿区山吹町三〇五
印刷人　石井堯一
編集人　久米愛子
発行人　平林たい子

東京都千代田区大手町一丁目七
発行所　婦人少年協会
電話丸ノ内(23)四七二六―八
振替口座東京一〇七九〇四

英　語

# 津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

# 高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243